

報道関係者 各位

令和6年12月20日

【照会先】

職業安定局

障害者雇用対策課

課長 西澤 栄晃

主任障害者雇用専門官 藤井 剛

課長補佐 武田 和也

(代表電話) 03-5253-1111 (内線) 5829、5868

(直通電話) 03-3502-6775

令和6年 障害者雇用状況の集計結果

厚生労働省では、このほど、令和6年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめたので、公表します。

障害者の雇用の促進等に関する法律では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率。民間企業は2.5%。）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、民間企業や公的機関などにおける毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、これを集計したものです。

【集計結果の主なポイント】

<民間企業>（法定雇用率2.5% ※本年3月までの法定雇用率は2.3%）

○雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新。

・雇用障害者数は67万7,461.5人、

対前年差3万5,283.5人増加、対前年比5.5%増加、

・実雇用率2.41%、対前年比0.08ポイント上昇

○法定雇用率達成企業の割合は46.0%、対前年比4.1ポイント低下

<公的機関>（同2.8%（2.6%）、都道府県等の教育委員会は2.7%（2.5%））

○雇用障害者数、実雇用率ともに対前年で上回る。※（ ）は前年の値。

・ 国：雇用障害者数 1万428.0人（9,940.0人）、
実雇用率 3.07%（2.92%）

・ 都道府県：雇用障害者数 1万1,030.5人（1万627.5人）、
実雇用率 3.05%（2.96%）

・ 市町村：雇用障害者数 3万7,433.5人（3万5,611.5人）、
実雇用率 2.75%（2.63%）

・ 教育委員会：雇用障害者数 1万7,719.0人（1万6,999.0人）、
実雇用率 2.43%（2.34%）

<独立行政法人など>（同2.8%（2.6%））

○雇用障害者数、実雇用率ともに対前年で上回る。※（ ）は前年の値。

・雇用障害者数1万3,419.0人（1万2,879.5人）、実雇用率 2.85%（2.76%）

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

1 民間企業における雇用状況

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

- ・ 民間企業（常用労働者数が40.0人以上の企業：法定雇用率2.5%）に雇用されている障害者の数は677,461.5人で、前年より35,283.5人増加（対前年比5.5%増）し、21年連続で過去最高を更新した。
- ・ 雇用者のうち、身体障害者は368,949.0人（対前年比2.4%増）、知的障害者は157,795.5人（同4.0%増）、精神障害者は150,717.0人（同15.7%増）と、いずれも前年より増加し、特に精神障害者の伸び率が大きかった。
- ・ 実雇用率は、13年連続で過去最高の2.41%（前年は2.33%）、法定雇用率達成企業の割合は46.0%（同50.1%）であった。

〔総括表1、グラフ(1)、詳細表1(1)・(4)〕

○ 企業規模別の状況

- ・ 企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、今年から新たに報告対象となった常用労働者数が40.0～43.5人未満規模の企業では4,962.5人であった。また、従来から報告対象であった企業を規模別に見ると、43.5～100人未満で73,317.5人（前年は70,302.5人）、100～300人未満で124,637.0人（同122,195.0人）、300～500人未満で57,178.5人（同54,084.5人）、500～1,000人未満で76,515.5人（同73,435.5人）、1,000人以上で340,850.5人（同322,160.5人）と、全ての企業規模で前年より増加した。
- ・ 実雇用率は、今年から新たに報告対象となった常用労働者数が40.0～43.5人未満規模の企業では2.10%であった。また、従来から報告対象であった企業を規模別に見ると、43.5～100人未満で1.95%（前年は1.95%）、100～300人未満で2.19%（同2.15%）、300～500人未満で2.29%（同2.18%）、500～1,000人未満で2.48%（同2.36%）、1,000人以上で2.64%（同2.55%）と、全ての企業規模で前年より増加した（※）。

なお、1,000人以上規模の企業は、実雇用率が法定雇用率を上回っている。

※小数点第3位で比較した場合、43.5～100人未満においても増加している。

- ・ 法定雇用率達成企業の割合は、今年から新たに報告対象となった常用労働者数が40.0～43.5人未満規模の企業では33.3%であった。また、従来から報告対象であった企業を規模別に見ると、43.5～100人未満で45.4%（前年は47.2%）、100～300人未満で49.1%（同53.3%）、300～500人未満で41.1%（同46.9%）、500～1,000人未満で44.3%（同52.4%）、1,000人以上で54.7%（同67.5%）となり、全ての企業規模で前年より低下（※）した。

※昨年比で法定雇用率が0.2ポイント上がっていることの影響による低下を含む。

〔グラフ(2)・(3)、詳細表1(2)〕

○ 産業別の状況

- ・ 産業別にみると、雇用されている障害者の数は、全ての業種で前年よりも増加した。
- ・ 産業別の実雇用率では、「医療、福祉」(3.19%)が法定雇用率を上回っている。
〔グラフ(4)・(5)、詳細表1(3)〕

○ 法定雇用率未達成企業の状況

- ・ 令和6年の法定雇用率未達成企業は63,364社。そのうち、不足数が0.5人または1人である企業(1人不足企業)が、64.1%と過半数を占めている。
- ・ また、障害者を1人も雇用していない企業(0人雇用企業)は36,485社であり、未達成企業に占める割合は、57.6%となっている。

〔詳細表1(5)〕

○ 特例子会社の状況

- ・ 令和6年6月1日現在で特例子会社(※)の認定を受けている企業は614社(前年より16社増)で、雇用されている障害者の数は、50,290.5人(前年は46,848.0人)であった。
- ・ 雇用者のうち、身体障害者は12,488.5人(同12,134.0人)、知的障害者は25,553.5人(同24,062.0人)、精神障害者は12,248.5人(同10,652.0人)であった。

※親会社の実雇用率に算入できる、障害者の雇用に特別の配慮をした子会社

〔詳細表1(7)〕

2 公的機関における在職状況

(1) 国の機関(法定雇用率2.8%)

国の機関に在職している障害者の数は10,428.0人で、前年より4.9%、488.0人増加しており、実雇用率は3.07%と、前年に比べ0.15ポイント上昇した。

国の機関は44機関中43機関が達成(現時点において、未達成であった1機関も達成済みとなっている。)

〔総括表2(1)、詳細表2(1)、4(1)〕

(2) 都道府県の機関(法定雇用率2.8%)

都道府県の機関に在職している障害者の数は11,030.5人で、前年より3.8%、403.0人増加しており、実雇用率は3.05%と、前年に比べ0.09ポイント上昇した。

知事部局は47機関中45機関が達成(現時点において、未達成であった2機関のうち、1機関が達成済みで、もう1機関も達成見込みとなっている。)、知事部局以外は121機関中105機関が達成。

〔総括表2(2)、詳細表2(2)、4(2)・(3)〕

(3) 市町村の機関(法定雇用率2.8%)

市町村の機関に在職している障害者の数は37,433.5人で、前年より5.1%、1,82

2.0人増加しており、実雇用率は2.75%と、前年に比べ0.12ポイント上昇した。
2,488機関中1,769機関が達成。

〔総括表 2 (3)、詳細表 2 (3)〕

(4) 都道府県等の教育委員会（法定雇用率2.7%）

都道府県等の教育委員会に在職している障害者の数は17,719.0人で、前年より4.2%、720.0人増加しており、実雇用率は2.43%（都道府県教育委員会は2.43%、市町村教育委員会は2.47%）と、前年に比べ0.09ポイント上昇した。

都道府県教育委員会は47機関中22機関が達成、市町村教育委員会は46機関中28機関が達成。

〔総括表 2 (4)、詳細表 2 (4)、4 (4)〕

3 独立行政法人等における雇用状況

独立行政法人等（法定雇用率2.8%）に雇用されている障害者の数は13,419.0人で、前年より4.2%、539.5人増加しており、実雇用率は2.85%と、前年に比べ0.09ポイント上昇した。

独立行政法人等（国立大学法人等を除く）は94法人中80法人が達成、国立大学法人等は86法人中65法人が達成、地方独立行政法人等は193法人中140法人が達成。

〔総括表 3、詳細表 3、4 (5)〕

総括表

令和6年6月1日現在における障害者の雇用状況

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業の数 / 企業数	⑤ 達成割合
民間企業	28,162,399.0 人	677,461.5 人	2.41 %	53,875 / 117,239	46.0 %
	(27,523,661.0 人)	[574,103 人] (642,178.0 人)	(2.33 %)	(54,239 / 108,202)	(50.1 %)

※[]内は実人員。以下同じ。

2 国、地方公共団体における在職状況

(1) 国の機関(法定雇用率2.8%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	339,750.0 人	10,428.0 人	3.07 %	43 / 44	97.7 %
	(340,707.5 人)	[8,816 人] (9,940.0 人)	(2.92 %)	(44 / 44)	(100.0 %)
行政機関	310,275.5 人	9,561.5 人	3.08 %	37 / 38	97.4 %
	(311,259.0 人)	[8,144 人] (9,121.5 人)	(2.93 %)	(38 / 38)	(100.0 %)
立法機関	3,995.5 人	118.0 人	2.95 %	5 / 5	100.0 %
	(4,011.0 人)	[95 人] (115.0 人)	(2.87 %)	(5 / 5)	(100.0 %)
司法機関	25,479.0 人	748.5 人	2.94 %	1 / 1	100.0 %
	(25,437.5 人)	[577 人] (703.5 人)	(2.77 %)	(1 / 1)	(100.0 %)

※司法機関については、最高裁判所からの高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所分を一括した通報によるもの。
※行政機関のうち未達成であった機関のうちの1機関は、令和6年12月1日までに達成済み。

(2) 都道府県の機関(法定雇用率2.8%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	361,319.0 人	11,030.5 人	3.05 %	150 / 168	89.3 %
	(359,503.0 人)	[8,761 人] (10,627.5 人)	(2.96 %)	(152 / 163)	(93.3 %)
都道府県知事部局	280,855.5 人	8,597.0 人	3.06 %	45 / 47	95.7 %
	(279,375.0 人)	[6,728 人] (8,267.5 人)	(2.96 %)	(47 / 47)	(100.0 %)
その他の都道府県機関	80,463.5 人	2,433.5 人	3.02 %	105 / 121	86.8 %
	(80,128.0 人)	[2,033 人] (2,360.0 人)	(2.95 %)	(105 / 116)	(90.5 %)

※都道府県知事部局のうち未達成であった機関のうちの1機関は、令和6年12月1日までに達成済み。
※その他の都道府県機関のうち未達成であった機関のうちの6機関は、令和6年12月1日までに達成済み。

(3) 市町村の機関(法定雇用率2.8%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
市町村の機関	1,363,140.5 人	37,433.5 人 [29,699 人]	2.75 %	1,769 / 2,488	71.1 %
	(1,353,753.5 人)	(35,611.5 人)	(2.63 %)	(1,910 / 2,460)	(77.6 %)

※市町村の機関のうち未達成であった機関のうちの175機関は、令和6年12月1日までに達成済み。

(4) 都道府県等の教育委員会(法定雇用率2.7%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	728,083.5 人	17,719.0 人 [14,028 人]	2.43 %	50 / 93	53.8 %
	(726,615.5 人)	(16,999.0 人)	(2.34 %)	(64 / 95)	(67.4 %)
都道府県教育委員会	640,332.5 人	15,547.5 人 [12,240 人]	2.43 %	22 / 47	46.8 %
	(638,830.0 人)	(14,936.0 人)	(2.34 %)	(31 / 47)	(66.0 %)
市町村教育委員会	87,751.0 人	2,171.5 人 [1,788 人]	2.47 %	28 / 46	60.9 %
	(87,785.5 人)	(2,063.0 人)	(2.35 %)	(33 / 48)	(68.8 %)

※都道府県教育委員会のうち未達成であった機関のうちの4機関は、令和6年12月1日までに達成済み。

※市町村教育委員会のうち未達成であった機関のうちの3機関は、令和6年12月1日までに達成済み。

3 独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.8%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	471,294.0 人	13,419.0 人 [10,675 人]	2.85 %	285 / 373	76.4 %
	(467,326.5 人)	(12,879.5 人)	(2.76 %)	(308 / 369)	(83.5 %)
独立行政法人等(国立大学法人等を除く)	219,303.5 人	6,501.0 人 [5,237 人]	2.96 %	80 / 94	85.1 %
	(218,020.5 人)	(6,294.5 人)	(2.89 %)	(80 / 93)	(86.0 %)
国立大学法人等	150,869.0 人	4,266.5 人 [3,276 人]	2.83 %	65 / 86	75.6 %
	(149,826.0 人)	(4,096.5 人)	(2.73 %)	(77 / 86)	(89.5 %)
地方独立行政法人等	101,121.5 人	2,651.5 人 [2,162 人]	2.62 %	140 / 193	72.5 %
	(99,480.0 人)	(2,488.5 人)	(2.50 %)	(151 / 190)	(79.5 %)

※独立行政法人等(国立大学法人等を除く)のうち未達成であった機関のうちの10機関は、令和6年12月1日までに達成済み。

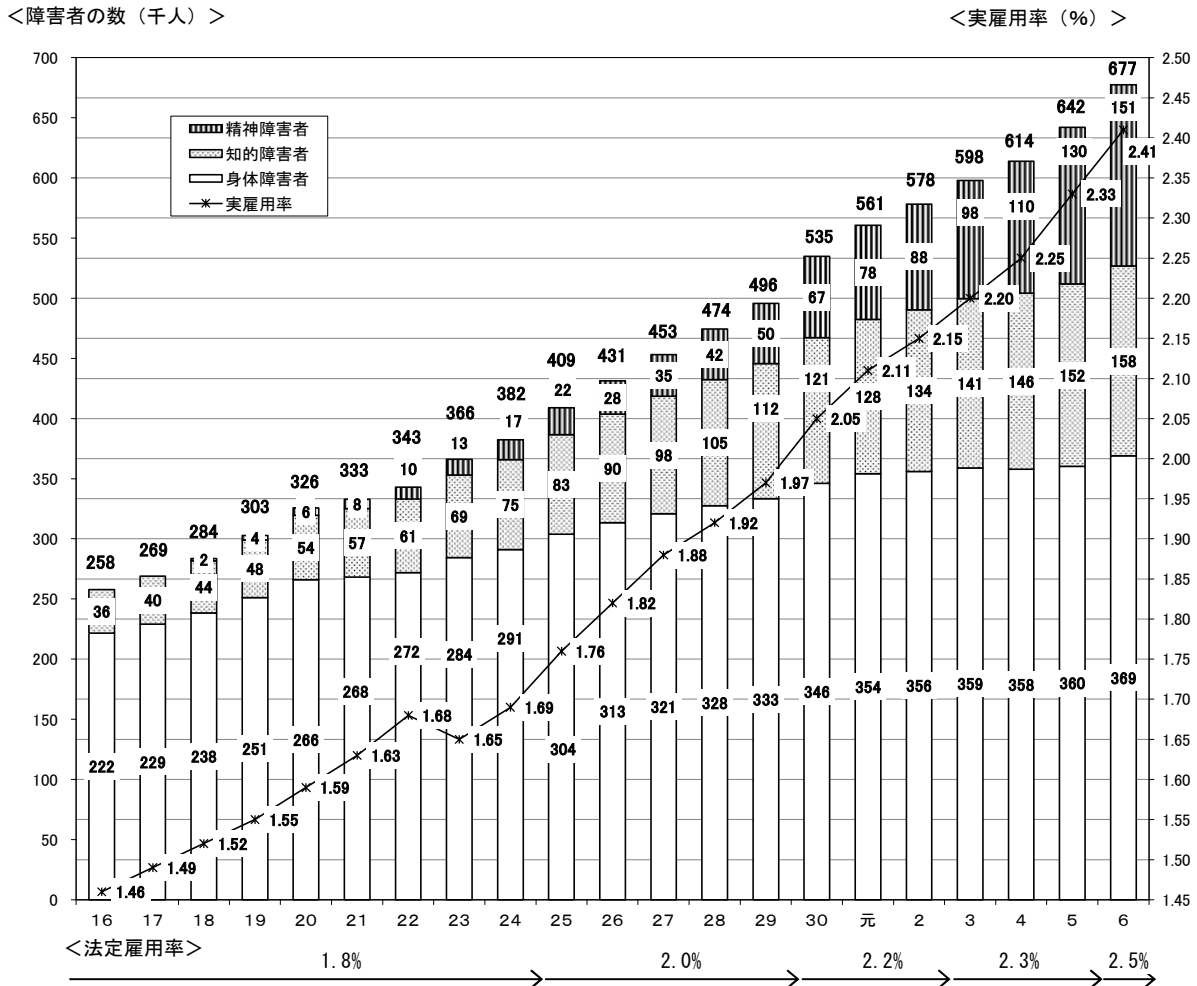
※国立大学法人等のうち未達成であった機関のうちの10機関は、令和6年12月1日までに達成済み。

※地方独立行政法人等のうち未達成であった機関のうちの27機関は、令和6年12月1日までに達成済み。

- 注 1 1及び3の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(対象障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントとしている。
- 4 法定雇用率2.7%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。
- 5 ()内は、令和5年6月1日現在の数値である。
- 6 「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号まで、「地方独立行政法人等」とは、同令別表第2の第9号及び第10号までの法人を指す。
- 7 特例承認・特例認定や各機関における法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数の変化等により機関数は変動する。

グラフ 民間企業における障害者の雇用状況

(1) 実雇用率と雇用されている障害者の数の推移



注1：雇用義務のある企業（平成24年までは56人以上規模、平成25年から平成29年までは50人以上規模、平成30年から令和2年までは45.5人以上規模、令和3年から令和5年までは43.5人以上規模、令和6年以降は40人以上規模）についての集計である。

注2：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

- 平成17年まで
 - （身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者）
- 平成18年～平成22年
 - （身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者（精神障害者である短時間労働者は0.5カウント））
- 平成23年～令和5年
 - （身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者である短時間労働者、重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者（0.5カウント）（※））

※ 平成30年から令和4年までは、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者についてのみ、1人分とカウントしている。

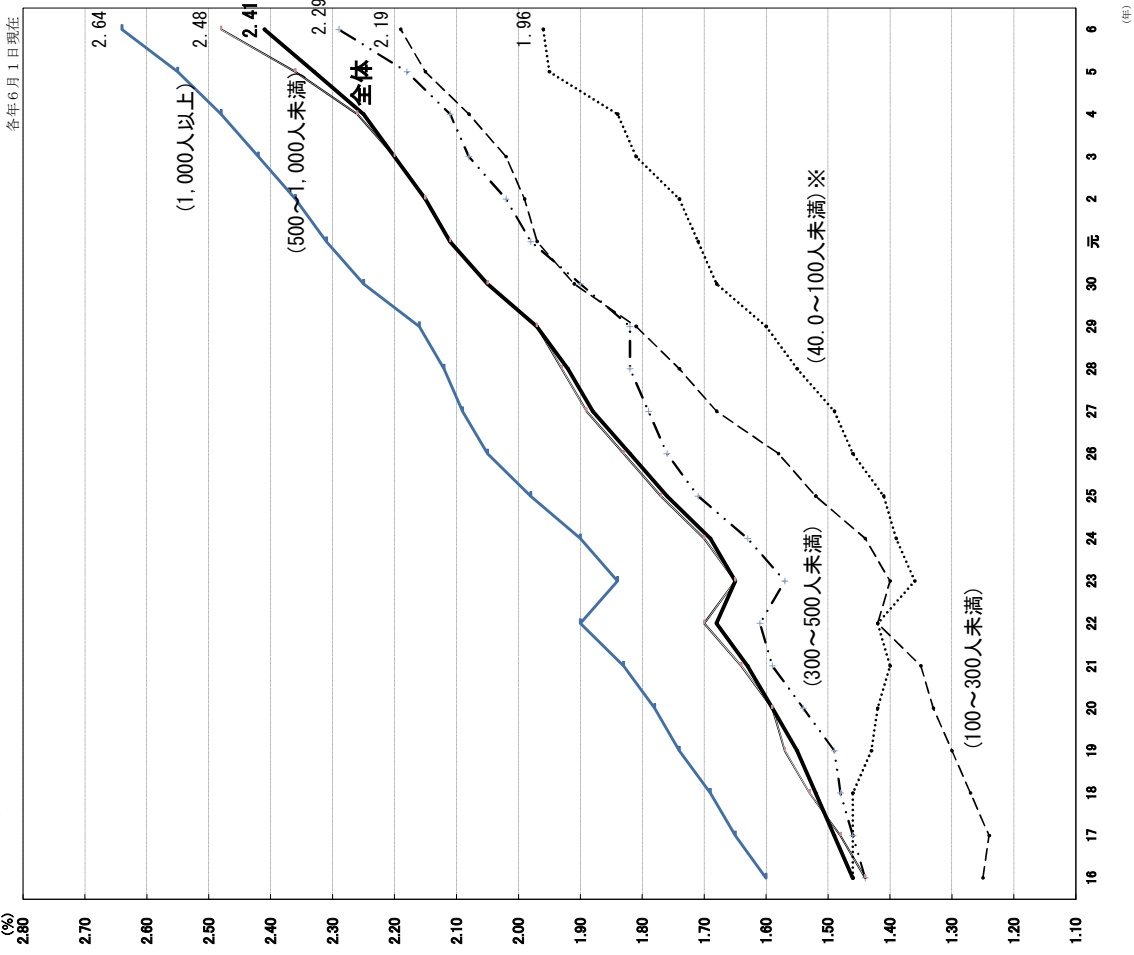
- ① 報告年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
- ② 報告年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

令和5年以降、精神障害者である短時間労働者については、1人分としてカウントしている。

- 令和6年以降
 - （身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である短時間労働者、重度以外身体障害者及び知的障害者である短時間労働者（0.5カウント）、重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である特定短時間労働者（0.5カウント））

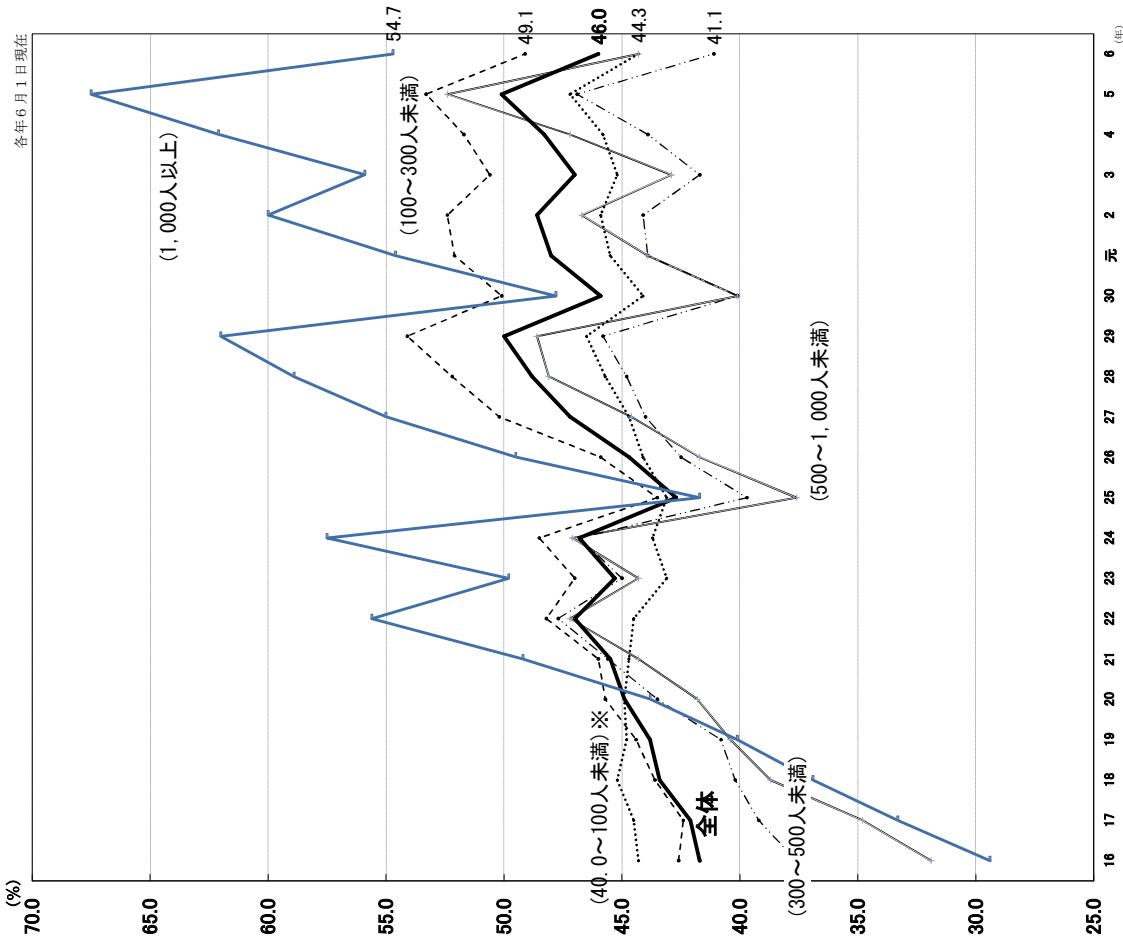
注3：法定雇用率は平成24年までは1.8%、平成25年から平成29年までは2.0%、平成30年から令和2年までは2.2%、令和3年から令和5年までは2.3%、令和6年以降は2.5%となっている。

(2) 企業規模別実雇用率



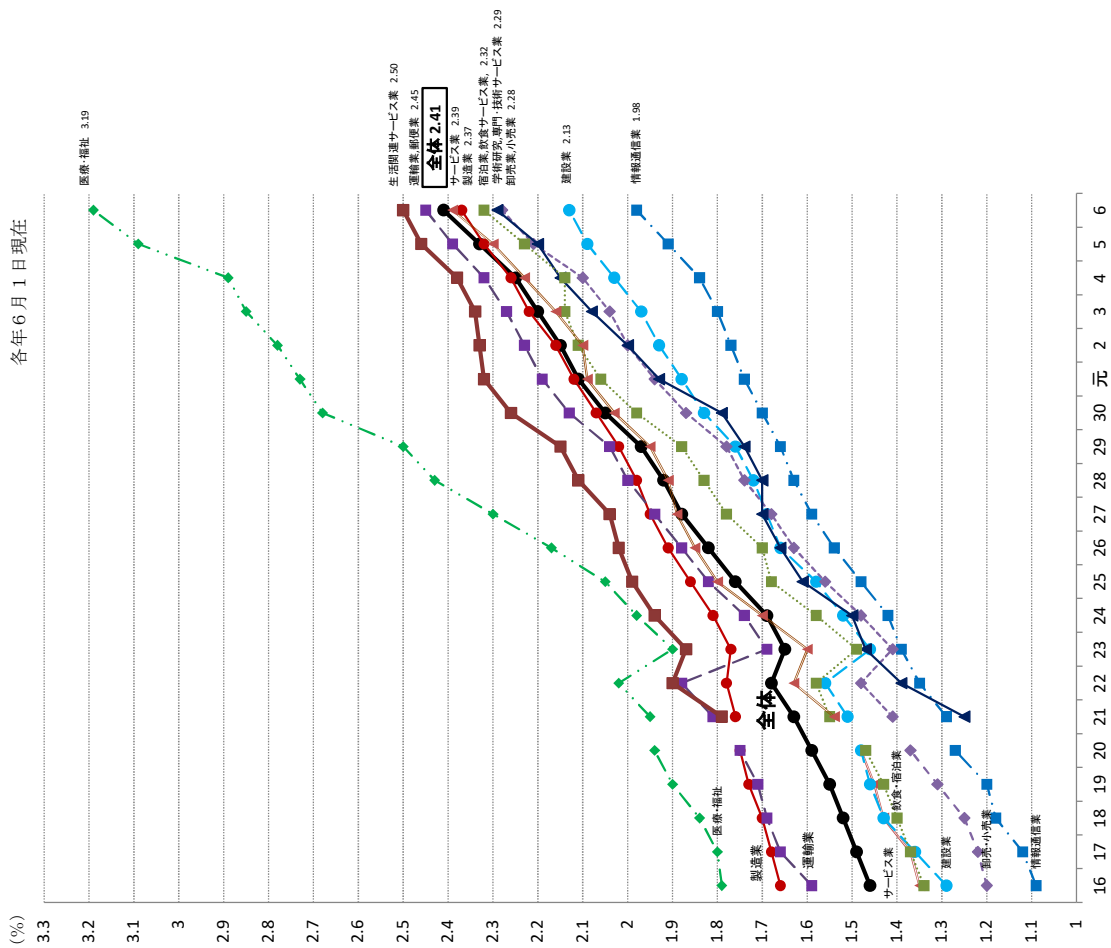
※24年までは56~100人未満
 ※25年から29年までは50~100人未満
 ※30年から2年までは45.5~100人未満
 ※3年から5年までは43.5~100人未満
 ※6年からは40~100人未満

(3) 企業規模別達成企業割合



※24年までは56~100人未満
 ※25年から29年までは50~100人未満
 ※30年から2年までは45.5~100人未満
 ※3年から5年までは43.5~100人未満
 ※6年からは40~100人未満

(4)産業別実雇用率

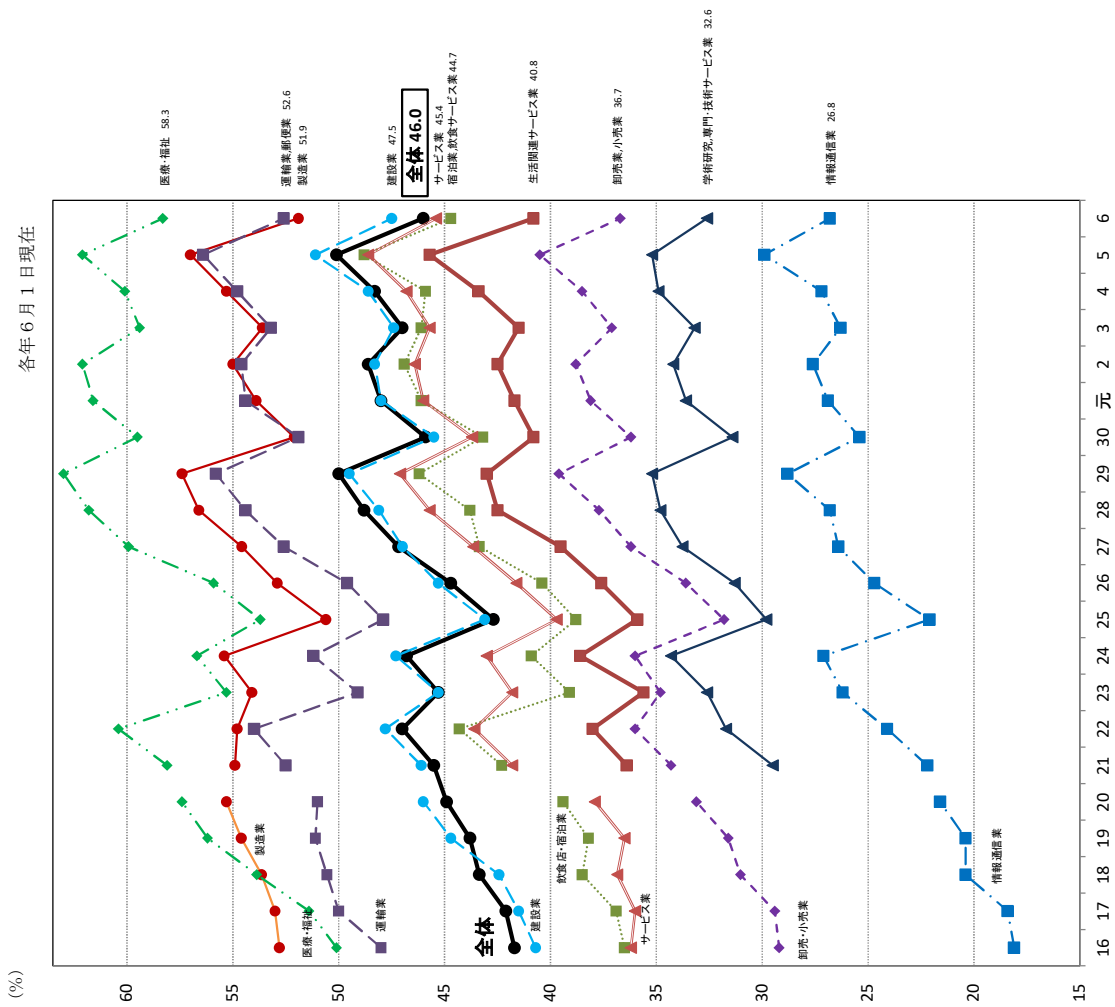


(年)

注1 グラフ作成上、企業数が3,000社に満たない農、林、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、電気・ガス・熱供給・水道業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、教育、学習支援業、複合サービス事業は除いている。

2 平成21年より産業分類が変更になっている。

(5)産業別達成企業割合



(年)

注 (4)の図と同じ。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である。

- 民間企業 ……
 - 一般の民間企業 …………… 2.5%
(40.0人以上規模の企業)
 - 特殊法人等 …………… 2.8%
〔労働者数36.0人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等〕
- 国、地方公共団体 …………… 2.8%
(36.0人以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2.7%
(37.5人以上規模の機関)

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

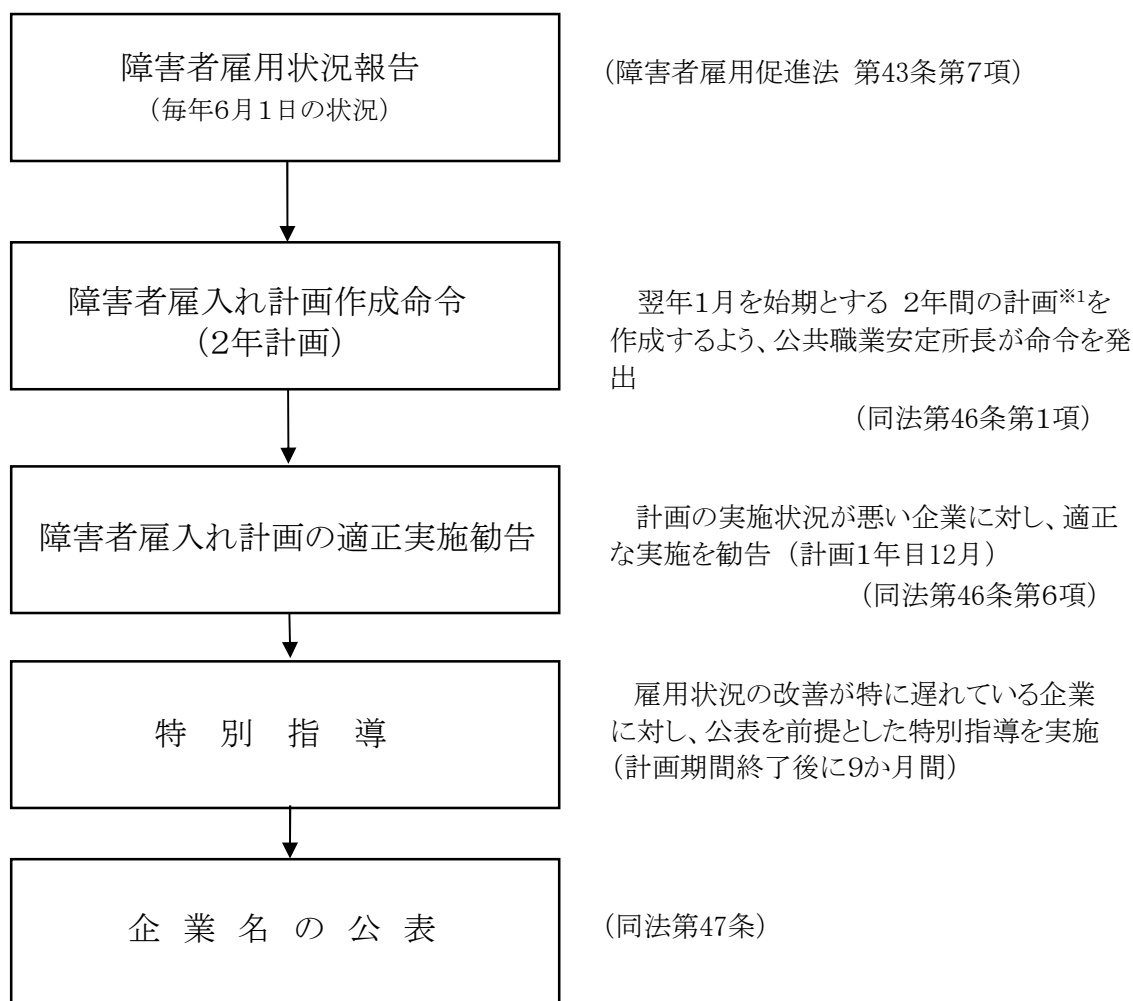
※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ 精神障害者である短時間労働者については、当分の間、その1人をもって1人分としてカウントされる。

※ 重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である特定短時間労働者（1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者）については、0.5人分としてカウントされる。

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「障害者雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

[指導実績]

- 令和5年度の実績^{※2}
 - *「障害者雇入れ計画作成命令」の发出 219社
 - *障害者雇入れ計画の「適正実施勧告」 63社
 - *「特別指導」の実施 33社
- 障害者雇入れ計画を実施中の企業 502社(令和5年度)
- 企業名の公表
 - 平成18年度 2社、平成19年度 1社(再公表)、平成20年度 4社、
 - 平成21年度 7社(うち1社は再公表)、平成22年度 6社(うち2社は再公表)
 - 平成23年度 3社(うち1社は再公表)、平成24年度 0社、平成25年度 0社、
 - 平成26年度 8社、平成27年度 0社、平成28年度 2社、平成29年度 0社、
 - 平成30年度 0社、令和元年度 0社、令和2年度 1社、令和3年度 6社
 - 令和4年度 5社(うち3社は再公表)、令和5年度 1社(再公表)

※1 平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から 2年間に短縮している。

※2 平成30年の障害者不適切計上による公務部門における障害者採用により、影響が生じる可能性があった民間企業への対策として、令和元年度においては、特例的に「行政措置」の猶予を実施している。

詳細表

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.5%)

(1) 概況

① 概況

① 区分	② 法定雇用率算定の基礎となる労働者数(注1)		③ 障害者の数		④ 実雇用率		⑤ 法定雇用率		⑥ 法定雇用率達成企業割合		
	A. 重度身体障害者(注3)	B. 重度身体障害者及び知的障害者(注3)	C. 重度以外の身体障害者及び知的障害者(注3)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者(注3)	E. 重度身体障害者(注3)	F. 計 A×2+B+C+D+E×0.5(注2)	G. うち新規雇用分(注4)	F÷②×100	F÷⑤×100	企業数	%
民間企業	117,239 (108,202)	28,162,399.0 (27,523,661.0)	130,135 (127,318)	54,411 (51,629)	39,558 (39,856)	677,461.5 (642,178.0)	71,875.5 (63,557.5)	2.41 (2.33)	53.875 (54.239)	企業	46.0 (50.1)

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数(注1)		② 身体障害者の数		③ 知的障害者の数		④ 精神障害者の数		⑤ うち新規雇用分(注5)	⑥ うち新規雇用分(注5)				
	a. 重度身体障害者(注4)	b. 重度身体障害者以外の身体障害者(注4)	c. 重度身体障害者(注4)	d. 重度以外の身体障害者(注4)	e. 重度身体障害者(注4)	f. 計 a×2+b+c+d×0.5(注2)	g. うち新規雇用分(注5)	h. うち新規雇用分(注5)						
民間企業	107,220 (104,794)	13,040 (13,119)	16,893 (16,949)	388,949.0 (360,157.5)	22,915 (22,524)	4,469 (4,434)	95,510 (90,787)	22,965 (22,907)	1,008 (-)	157,795.5 (151,722.5)	14,466.0 (13,574.0)	7,976 (-)	150,717.0 (130,298.0)	30,530.5 (25,319.0)

[1(1)①表の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用率算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種に相当する割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 注2 ②欄の「法定雇用率算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種に相当する割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 注3 法令上、③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、1人を2人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者」及びE欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者」については、1人を0.5人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。ただし、③B欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者」については、1人を1カウントとしている。
- 注4 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上30時間未満の労働者、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、E欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。
- 注5 ②③④各欄のうち新規雇用分は、令和5年6月2日から令和6年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6 ()内は令和5年6月1日現在の数値である。

【参考】就労継続支援A型事業所における障害者雇用状況

A型事業所	算定基礎労働者数	重度身体障害者	重度身体障害者以外の身体障害者	重度身体障害者(注1)	重度以外の身体障害者(注1)	知的障害者(注1)	精神障害者(注1)	精神障害者(注1)	精神障害者(注1)	精神障害者(注1)	障害者計
	36,813.5	653	1,854	607	2,121	4,829.0	969	2,866	7,543	9,477.0	30,983.5

※ 就労継続支援A型事業所に該当するものとして報告された1,410事業所について集計を行ったもの。(算定基礎労働者数、身体障害者数、知的障害者数、精神障害者数、障害者数欄の算出にあたっては、上記1(1)①、②と同様のカウントにて算出している。)

(2) 企業規模別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数		② 法定雇用労働者の算定の基礎となる労働者数(注1)		③ 障害者の数		④ 雇用率		⑤ 法定雇用率達成企業の割合			
	企業数	労働者数	A. 重度身体障害者及び重度知的障害者(注3)	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である精神障害者(注3)	C. 重度以外の身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者(注3)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者(注3)	E. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者(注3)	F. 計 A×2+B+C+D+E×0.5(注2)	G. うち新規雇用分(注4)	F÷②×100	達成企業の割合	
規模計	117,239 (108,202)	28,162,399.0 (27,523,661.0)	130,135 (127,318)	54,411 (51,629)	336,004 (315,985)	39,558 (39,856)	13,995 (-)	677,461.5 (642,178.0)	71,875.5 (63,557.5)	2.41 (2.33)	53,875 (54,239)	46.0 (50.1)
40.0～ 100人未満	64,840 (55,929)	3,984,359.5 (3,611,353.0)	12,046 (11,150)	13,354 (12,036)	35,548 (31,537)	9,248 (8,859)	1,324 (-)	78,280.0 (70,302.5)	10,090.5 (8,480.5)	1.96 (1.95)	28,747 (26,372)	44.3 (47.2)
100～ 300人未満	36,946 (36,926)	5,678,380.5 (5,685,618.5)	22,110 (22,043)	12,753 (13,096)	61,588 (60,067)	9,327 (9,892)	2,825 (-)	124,637.0 (122,195.0)	14,305.5 (13,886.0)	2.19 (2.15)	18,138 (19,684)	49.1 (53.3)
300～ 500人未満	7,077 (7,025)	2,501,456.5 (2,481,809.5)	10,828 (10,689)	4,227 (4,111)	28,988 (26,923)	3,393 (3,345)	1,222 (-)	57,178.5 (54,084.5)	6,512.5 (5,485.5)	2.29 (2.18)	2,909 (3,295)	41.1 (46.9)
500～ 1,000人未満	4,808 (4,825)	3,089,940.5 (3,110,460.0)	14,684 (14,609)	7,035 (6,125)	37,325 (36,080)	4,100 (4,025)	1,475 (-)	76,515.5 (73,435.5)	8,940.0 (8,136.0)	2.48 (2.36)	2,129 (2,527)	44.3 (52.4)
1,000人以上	3,568 (3,497)	12,898,262.0 (12,634,420.0)	70,467 (68,827)	17,042 (16,261)	172,555 (161,378)	13,480 (13,735)	7,149 (-)	340,850.5 (322,160.5)	32,027.0 (27,569.5)	2.64 (2.55)	1,952 (2,361)	54.7 (67.5)

注 1) ①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数		② 身体障害者の数		③ 知的障害者の数		④ 精神障害者の数		⑤ 法定雇用率達成企業の割合										
	障害者の数	労働者数	A. 重度身体障害者(注4)	B. 重度以外の身体障害者(注4)	C. 重度身体障害者、重度知的障害者である特定短時間労働者(注4)	D. 重度以外の知的障害者(注4)	E. 重度以外の知的障害者である短時間労働者(注4)	F. 精神障害者(注4)	G. 精神障害者である特定短時間労働者(注4)	H. 精神障害者である特定短時間労働者(注4)	I. 精神障害者である特定短時間労働者(注4)								
規模計	677,461.5 (642,178.0)	107,220 (104,794)	13,040 (13,119)	16,593 (16,949)	5,011 (-)	368,949.0 (360,157.5)	26,889.0 (24,664.5)	22,915 (22,524)	4,469 (4,434)	95,510 (90,787)	22,965 (22,907)	1,008 (-)	157,795.5 (151,722.5)	14,456.0 (13,574.0)	109,827 (96,222)	36,902 (34,075)	7,976 (-)	150,717.0 (130,298.0)	30,530.5 (25,319.0)
40.0～ 100人未満	78,280.0 (70,302.5)	9,944 (9,008)	2,497 (2,372)	16,632 (15,033)	3,450 (3,334)	40,996.5 (37,148.0)	509 (-)	2,102 (2,112)	1,116 (1,073)	9,610 (8,804)	5,798 (5,525)	136 (-)	17,897.0 (16,863.5)	-	9,306 (7,700)	9,741 (8,591)	679 (-)	19,386.5 (16,291.0)	-
100～ 300人未満	124,637.0 (122,195.0)	18,710 (18,609)	3,311 (3,499)	26,763 (26,833)	4,147 (4,433)	70,115.5 (69,766.5)	1,096 (-)	3,400 (3,434)	1,206 (1,243)	16,748 (16,535)	5,180 (5,459)	283 (-)	27,485.5 (27,375.5)	-	18,077 (16,699)	8,236 (8,354)	1,446 (-)	27,036.0 (25,053.0)	-
300～ 500人未満	57,178.5 (54,084.5)	9,161 (9,030)	1,212 (1,255)	11,476 (11,534)	1,506 (1,495)	31,983.5 (31,596.5)	441 (-)	1,667 (1,659)	406 (412)	7,804 (7,389)	1,887 (1,850)	88 (-)	12,531.5 (12,044.0)	-	9,708 (8,000)	2,609 (2,444)	693 (-)	12,663.5 (10,444.0)	-
500～ 1,000人未満	76,515.5 (73,435.5)	12,427 (12,358)	1,627 (1,491)	14,490 (14,746)	543 (-)	42,132.5 (41,871.0)	-	2,257 (2,251)	450 (484)	9,859 (9,548)	2,320 (2,189)	90 (-)	16,028.0 (15,628.5)	-	12,976 (11,786)	4,958 (4,150)	842 (-)	18,355.0 (15,936.0)	-
1,000人以上	340,850.5 (322,160.5)	56,978 (55,759)	4,393 (4,502)	61,306 (60,830)	5,710 (5,851)	183,721.0 (179,775.5)	2,422 (-)	13,489 (13,068)	1,291 (1,222)	51,489 (48,511)	7,780 (7,884)	411 (-)	83,853.5 (79,811.0)	-	59,760 (52,037)	11,358 (10,537)	4,316 (-)	73,276.0 (62,574.0)	-

注 1) ②の表と同じ

(3) 産業別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用者数の算定基礎となる労働者数(注1)		③ 雇者の数						④ 実雇用率 F÷②×100 %	⑤ 法定雇用率達成企業の数 達成企業の割合	
		企業	人	A. 重厚身体障害者及び重厚知的障害者(注3)	B. 重厚身体障害者及び知的障害者及び精神障害者である雇用労働者(注3)	C. 重厚以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注3)	D. 重厚以外の身体障害者及び知的障害者である雇用労働者(注3)	E. 重厚身体障害者、重厚知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者(注3)	F. 計 A×2+B+C+ (D+E)×0.5 (注2)			G. うち新規雇用 分(注4)
産業計	117,239 (1,088,202)	28,162,399.0 (27,523,661.0)	130,135 (127,318)	54,411 (51,629)	338,004 (315,985)	39,558 (39,856)	13,995 (-)	677,461.5 (642,178.0)	71,875.5 (63,557.5)	2.41 (2.33)	53,875 (54,239)	46.0 (50.1)
農、林、漁業	488 (410)	46,319.0 (43,442.5)	185 (181)	56 (48)	624 (597)	63 (50)	15 (-)	1,089.0 (1,032.0)	91.5 (95.0)	2.35 (2.38)	257 (245)	52.7 (59.8)
鉱業、採石業、 砂利採取業	75 (75)	10,645.5 (10,728.0)	55 (49)	5 (7)	125 (119)	3 (1)	1 (-)	242.0 (224.5)	18.0 (12.5)	2.27 (2.09)	40 (37)	53.3 (49.3)
建設業	5,579 (4,830)	891,418.5 (858,432.0)	4,720 (4,553)	549 (522)	8,812 (8,232)	241 (242)	98 (-)	18,970.5 (17,981.0)	1,495.0 (1,382.0)	2.13 (2.09)	2,652 (2,408)	47.5 (51.1)
製造業	27,328 (25,535)	7,120,821.5 (7,042,740.5)	38,087 (37,513)	3,989 (3,845)	86,794 (82,675)	2,948 (3,044)	716 (-)	168,789.0 (163,088.0)	12,526.5 (11,194.0)	2.37 (2.32)	14,183 (14,540)	51.9 (57.0)
電気・ガス・熱供給・水道業	284 (280)	209,207.5 (212,582.5)	1,281 (1,296)	67 (71)	2,521 (2,436)	16 (29)	9 (-)	5,162.5 (5,113.5)	318.5 (249.0)	2.47 (2.41)	118 (142)	41.5 (50.7)
情報通信業	7,063 (6,443)	1,839,544.5 (1,755,423.0)	8,430 (7,876)	1,065 (945)	18,228 (16,602)	282 (287)	200 (-)	36,394.0 (33,442.5)	4,569.0 (3,851.0)	1.88 (1.91)	1,893 (1,926)	26.8 (29.9)
運輸業、郵便業	8,164 (7,521)	1,616,299.0 (1,593,487.0)	7,812 (7,627)	1,847 (1,855)	20,989 (20,251)	1,615 (1,566)	625 (-)	39,580.0 (38,143.0)	3,314.0 (3,031.0)	2.45 (2.39)	4,294 (4,242)	52.6 (56.4)
卸売業、小売業	17,718 (16,414)	4,408,787.5 (4,332,651.5)	16,463 (16,284)	9,252 (9,141)	52,367 (49,741)	7,883 (8,277)	4,208 (-)	100,590.5 (95,588.5)	10,116.0 (9,474.0)	2.28 (2.21)	6,500 (6,654)	36.7 (40.5)
金融業、保険業	1,493 (1,436)	1,106,385.0 (1,104,449.5)	6,173 (6,159)	591 (491)	12,963 (12,304)	292 (323)	135 (-)	26,113.5 (25,274.5)	2,361.0 (1,934.5)	2.36 (2.29)	516 (573)	34.6 (39.9)
不動産業、 物品賃貸業	2,318 (2,113)	523,376.5 (514,089.0)	2,048 (2,025)	658 (625)	5,344 (5,190)	471 (457)	209 (-)	10,438.0 (10,093.5)	1,302.5 (1,168.0)	1.99 (1.96)	730 (800)	31.5 (37.9)
学術研究・専門・技術サービス業	4,389 (3,813)	1,438,895.0 (1,330,713.0)	6,392 (5,853)	2,026 (1,848)	16,943 (14,937)	1,585 (1,522)	762 (-)	32,926.5 (28,252.0)	3,599.5 (3,064.0)	2.29 (2.20)	1,432 (1,341)	32.6 (35.2)
宿泊業、飲食サービス業	3,545 (3,151)	825,715.0 (771,805.5)	2,820 (2,689)	9,200 (8,385)	9,200 (8,385)	2,689 (2,640)	1,064 (-)	19,144.5 (17,218.0)	2,568.5 (1,941.0)	2.32 (2.23)	1,585 (1,539)	44.7 (48.8)
生活関連サービス業、娯楽業	3,224 (2,937)	503,833.0 (486,023.0)	2,162 (2,088)	1,287 (1,270)	6,238 (5,988)	1,076 (1,038)	402 (-)	12,588.0 (11,963.0)	1,239.5 (1,207.0)	2.50 (2.46)	1,315 (1,342)	40.8 (45.7)
教育、学習支援業	2,556 (2,381)	535,617.5 (524,152.5)	2,231 (2,129)	780 (749)	4,593 (4,280)	380 (368)	149 (-)	10,099.5 (9,471.0)	1,241.0 (1,032.5)	1.89 (1.81)	849 (875)	33.2 (36.7)
医療福祉	19,950 (18,688)	3,236,935.5 (3,173,138.5)	14,244 (14,231)	23,110 (21,920)	42,666 (40,121)	15,024 (14,897)	3,127 (-)	103,339.5 (97,951.5)	15,734.5 (13,551.0)	3.19 (3.09)	11,624 (11,612)	58.3 (62.1)
複合サービス事業	890 (883)	287,957.5 (288,991.0)	1,367 (1,376)	693 (379)	3,303 (3,155)	397 (321)	120 (-)	6,988.5 (6,446.5)	579.0 (495.5)	2.43 (2.23)	362 (413)	40.7 (46.8)
サービス業	12,175 (11,292)	3,560,681.0 (3,480,812.0)	15,665 (15,389)	6,008 (5,728)	44,294 (41,012)	4,593 (4,794)	2,155 (-)	85,006.0 (79,915.0)	10,801.5 (9,875.5)	2.39 (2.30)	5,525 (5,487)	45.4 (48.6)

注 1 ①②の表と同じ

③ 製造業における雇用状況（概況）

区分	① 企業数	② 法定雇用者数 の算定基礎となる労働者数 (注1)		③ 障害者の数					④ 実雇用率 $F \div ② \times 100$		⑤ 法定雇用率達 成企業の数	⑥ 法定雇用率 達成企業の割合
		A. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者 (注3)	B. 重度身体障 害者、重度知 的障害者及び 精神障害者で ある短時間労働者 (注3)	C. 重度以外の 身体障害者及 知的障害者及 び精神障害者 (注3)	D. 重度以外の 身体障害者及 知的障害者で ある短時間労働者 (注3)	E. 重度身体障 害者、重度知的 障害者及び精 神障害者である 特定短時間労働者 (注3)	F. 計 $A \times 2 + B + C +$ $(D+E) \times 0.5$ (注2)	G. うち新規雇用 分 (注4)	人	%		
製造業計	27,328 (25,535)	7,120,821.5 (7,042,740.5)	3,989 (3,945)	86,794 (82,675)	2,948 (3,044)	168,789.0 (163,088.0)	716 (-)	12,526.5 (11,194.0)	2.37 (2.32)	14,183 (14,543)	51.9 (57.0)	
食料品・たばこ	4,344 (4,054)	914,210.5 (900,831.5)	1,072 (1,099)	14,086 (13,674)	1,224 (1,245)	23,666.0 (23,243.5)	296 (-)	1,954.5 (1,822.5)	2.59 (2.58)	2,641 (2,676)	60.8 (66.0)	
繊維・衣服	1,021 (920)	136,982.0 (133,306.5)	656 (660)	1,879 (1,796)	126 (117)	3,410.0 (3,306.5)	26 (-)	307.0 (257.5)	2.49 (2.48)	607 (588)	59.5 (63.9)	
木材・家具	604 (559)	82,040.5 (81,136.5)	364 (388)	1,160 (1,128)	24 (29)	1,945.5 (1,961.5)	9 (-)	152.5 (165.5)	2.37 (2.42)	347 (364)	57.5 (65.1)	
パルプ・紙・印刷	2,049 (1,913)	348,322.5 (345,316.5)	1,658 (1,636)	4,128 (3,968)	128 (136)	7,759.0 (7,516.0)	46 (-)	538.5 (446.0)	2.23 (2.18)	1,022 (1,020)	49.9 (53.3)	
化学工業	2,897 (2,758)	873,355.5 (868,045.5)	4,863 (4,726)	10,287 (9,744)	239 (258)	20,592.0 (19,753.0)	59 (-)	1,707.5 (1,549.5)	2.36 (2.28)	1,361 (1,417)	47.0 (51.4)	
薬業・土石	807 (736)	159,011.0 (155,290.5)	795 (771)	1,764 (1,704)	52 (58)	3,472.0 (3,355.0)	12 (-)	217.5 (215.0)	2.18 (2.16)	407 (424)	50.4 (57.6)	
鉄鋼	573 (534)	172,014.0 (169,861.5)	949 (895)	2,142 (2,028)	46 (48)	4,132.0 (3,897.0)	6 (-)	221.0 (193.5)	2.40 (2.29)	310 (308)	54.1 (57.7)	
非鉄金属	504 (466)	142,328.5 (137,573.5)	775 (735)	1,737 (1,590)	30 (34)	3,363.0 (3,128.0)	8 (-)	267.5 (264.5)	2.36 (2.27)	266 (272)	52.8 (58.4)	
金属製品	3,084 (2,804)	394,105.0 (382,973.0)	1,717 (1,703)	4,741 (4,529)	137 (133)	8,497.5 (8,206.5)	38 (-)	600.5 (621.0)	2.16 (2.14)	1,574 (1,569)	51.0 (56.0)	
電気機械	2,738 (2,589)	1,131,548.0 (1,207,503.0)	7,140 (7,640)	12,584 (12,640)	250 (302)	27,456.5 (28,502.0)	59 (-)	1,946.5 (1,753.0)	2.43 (2.36)	1,400 (1,486)	51.1 (57.4)	
その他機械	6,069 (5,646)	2,054,776.5 (1,955,676.0)	11,677 (10,899)	23,628 (21,683)	397 (395)	47,970.0 (44,386.5)	97 (-)	3,342.0 (2,704.5)	2.33 (2.27)	2,980 (3,089)	49.1 (54.7)	
その他	2,638 (2,556)	712,127.5 (705,226.5)	3,624 (405)	8,648 (8,191)	295 (289)	16,525.5 (15,812.5)	60 (-)	1,271.5 (1,201.5)	2.32 (2.24)	1,268 (1,330)	48.1 (52.0)	

注 1 (1)①の表と同じ

④ 製造業における雇用状況（障害種別）

区分	① 障害者の数				② 身体障害者の数				③ 知的障害者の数				④ 精神障害者の数			
	障害者の数 (注1)	a. 重度身体障害者 (注4)	b. 重度身体障害者 ある短時間労働者 (注4)	c. 重度以外の身体障害者 (注4)	d. 重度以外の身体障害者 ある短時間労働者 (注4)	e. 重度身体障害者 である特定短時間労働者 (注4)	f. 計 $a+b+c+d$ (注2)(注3)	a. 重度知的障害者 (注4)	b. 重度知的障害者 ある短時間労働者 (注4)	c. 重度以外の知的障害者 (注4)	d. 重度以外の知的障害者 ある短時間労働者 (注4)	e. 重度知的障害者 である特定短時間労働者 (注4)	f. 計 $a+b+c+d$ (注2)(注3)	c. 精神障害者 (注4)	d. 精神障害者 である特定短時間労働者 (注4)	e. 精神障害者 である特定短時間労働者 (注4)
製造業計	168,789.0 (163,068.0)	31,051 (30,738)	1,271 (1,294)	35,052 (35,086)	1,412 (1,473)	268 (-)	99,265.0 (98,592.5)	7,036 (6,775)	471 (426)	28,227 (26,783)	1,536 (1,571)	43,579.5 (41,944.5)	23,515 (20,806)	2,247 (2,125)	365 (-)	25,944.5 (22,931.0)
食品・たばこ	23,666.0 (23,243.5)	2,591 (2,619)	282 (315)	3,991 (4,032)	467 (476)	109 (-)	9,743.0 (9,823.0)	1,278 (1,305)	199 (162)	7,211 (7,054)	757 (769)	10,362.0 (10,210.5)	2,894 (2,588)	591 (622)	152 (-)	3,561.0 (3,210.0)
繊維工業	3,410.0 (3,306.5)	525 (535)	46 (44)	785 (775)	76 (70)	7 (-)	1,922.5 (1,924.0)	131 (125)	18 (16)	652 (616)	50 (47)	968.5 (905.5)	442 (405)	79 (72)	16 (-)	529.0 (477.0)
木材・家具	1,945.5 (1,961.5)	319 (342)	16 (20)	518 (526)	17 (20)	7 (-)	1,184.0 (1,240.0)	45 (46)	2 (0)	380 (354)	7 (9)	455.5 (450.5)	282 (248)	23 (23)	2 (-)	306.0 (271.0)
パルプ・紙・印刷	7,759.0 (7,516.0)	1,407 (1,395)	56 (70)	1,817 (1,796)	65 (72)	15 (-)	4,727.0 (4,692.0)	251 (241)	25 (20)	1,154 (1,147)	63 (64)	1,715.5 (1,681.0)	1,157 (1,025)	147 (118)	25 (-)	1,316.5 (1,143.0)
化学工業	20,592.0 (19,753.0)	3,689 (3,660)	144 (154)	4,267 (4,290)	132 (148)	24 (-)	11,887.0 (11,838.0)	1,164 (1,066)	44 (58)	2,882 (2,685)	107 (110)	5,310.5 (4,930.0)	3,138 (2,769)	242 (216)	29 (-)	3,394.5 (2,985.0)
窯業・土石	3,472.0 (3,355.0)	675 (657)	26 (27)	830 (835)	16 (18)	9 (-)	2,218.5 (2,185.0)	120 (114)	10 (8)	533 (510)	36 (40)	801.0 (766.0)	401 (359)	50 (45)	3 (-)	452.5 (404.0)
鉄鋼	4,132.0 (3,897.0)	801 (757)	28 (21)	1,119 (1,101)	33 (39)	5 (-)	2,768.0 (2,655.5)	148 (138)	2 (3)	452 (414)	13 (9)	756.5 (697.5)	571 (513)	36 (31)	1 (-)	607.5 (544.0)
非鉄金属	3,363.0 (3,128.0)	588 (555)	19 (18)	716 (710)	20 (22)	4 (-)	1,923.0 (1,849.0)	187 (180)	4 (4)	522 (479)	10 (12)	905.5 (849.0)	499 (401)	34 (29)	3 (-)	534.5 (430.0)
金属製品	8,497.5 (8,206.5)	1,388 (1,363)	76 (70)	1,942 (1,941)	74 (68)	15 (-)	4,838.5 (4,771.0)	329 (340)	28 (26)	1,491 (1,437)	63 (65)	2,210.5 (2,175.5)	1,308 (1,151)	131 (109)	19 (-)	1,448.5 (1,280.0)
電気機械	27,456.5 (28,502.0)	6,154 (6,680)	173 (155)	5,683 (6,113)	154 (171)	23 (-)	18,252.5 (19,713.5)	966 (960)	33 (28)	3,344 (3,281)	96 (131)	5,400.0 (5,294.5)	3,557 (3,246)	232 (248)	30 (-)	3,804.0 (3,494.0)
その他機械	47,970.0 (44,386.5)	9,910 (9,274)	277 (268)	9,874 (9,477)	230 (244)	31 (-)	30,101.5 (28,415.0)	1,767 (1,625)	62 (58)	7,120 (6,445)	167 (151)	10,806.5 (9,828.5)	6,634 (5,761)	402 (382)	52 (-)	7,062.0 (6,143.0)
その他	16,525.5 (15,812.5)	2,994 (2,901)	128 (132)	3,510 (3,490)	128 (125)	19 (-)	9,699.5 (9,486.5)	630 (635)	44 (43)	2,506 (2,361)	167 (164)	3,897.5 (3,756.0)	2,632 (2,340)	280 (230)	33 (-)	2,928.5 (2,570.0)

注 1 ①②の表と同じ

(4) 民間企業における雇用状況の推移

年	障害者の数(人)		実雇用率(%)		法定雇用率達成企業の割合(%)	
		対前年増減		対前年増減		対前年増減
昭和	128,429		1.09		52.8	
52年	126,493	△ 1,936	1.11	0.02	52.1	△ 0.7
53年	128,493	2,000	1.12	0.01	52.0	△ 0.1
54年	135,228	6,735	1.13	0.01	51.6	△ 0.4
55年	144,713	9,485	1.18	0.05	53.4	1.8
56年	152,603	7,890	1.22	0.04	53.8	0.4
57年	155,515	2,912	1.23	0.01	53.5	△ 0.3
58年	159,909	4,394	1.25	0.02	53.6	0.1
59年	168,276	8,367	1.26	0.01	53.5	△ 0.1
60年	170,247	1,971	1.26	0.00	53.8	0.3
61年	171,880	1,633	1.25	△ 0.01	53.0	△ 0.8
62年	187,115	15,235	1.31	0.06	51.5	△ 1.5
63年	(177,708)	(5,828)	(1.25)	(0.00)		
平成	195,276	8,161	1.32	0.01	51.6	0.1
元 年	203,634	8,358	1.32	0.00	52.2	0.6
2年	214,814	11,180	1.32	0.00	51.8	△ 0.4
3年	229,627	14,813	1.36	0.04	51.9	0.1
4年	240,985	11,358	1.41	0.05	51.4	△ 0.5
5年	(237,621)	(7,994)	(1.39)	(0.03)		
6年	245,348	4,363	1.44	0.03	50.4	△ 1.0
7年	247,077	1,729	1.45	0.01	50.6	0.2
8年	247,982	905	1.47	0.02	50.5	△ 0.1
9年	250,030	2,048	1.47	0.00	50.2	△ 0.3
10年	251,443	1,413	1.48	0.01	50.1	△ 0.1
11年	254,562	3,119	1.49	0.01	44.7	△ 5.4
12年	(249,920)	(△ 1,523)	(1.48)	(0.00)		
13年	252,836	△ 1,726	1.49	0.00	44.3	△ 0.4
14年	252,870	34	1.49	0.00	43.7	△ 0.6
15年	246,284	△ 6,586	1.47	△ 0.02	42.5	△ 1.2
16年	247,093	809	1.48	0.01	42.5	0.0
17年	257,939	10,846	1.46	△ 0.02	41.7	△ 0.8
18年	269,066	11,127	1.49	0.03	42.1	0.4
19年	283,750.5	14,684.5	1.52	0.03	43.4	1.3
20年	(281,833)	(12,767)	(1.51)	(0.02)		
21年	302,716.0	18,965.5	1.55	0.03	43.8	0.4
22年	325,603	22,887	1.59	0.04	44.9	1.1
23年	332,811.5	7,208.5	1.63	0.04	45.5	0.6
24年	342,973.5	10,162.0	1.68	0.05	47.0	1.5
25年	366,199.0	23,225.5	1.65	△ 0.03	45.3	△ 1.7
26年	(359,492.0)	(16,518.5)	(1.75)	(0.07)		
27年	382,363.5	16,164.5	1.69	0.04	46.8	1.5
28年	408,947.5	26,584.0	1.76	0.07	42.7	△ 4.1
29年	(404,459.0)	(22,095.5)	(1.76)	(0.07)		
30年	431,225.5	22,278.0	1.82	0.06	44.7	2.0
令和	453,133.5	21,908.0	1.88	0.06	47.2	2.5
元 年	474,374.0	21,240.5	1.92	0.04	48.8	1.6
2年	495,795.0	21,421.0	1.97	0.05	50.0	1.2
3年	534,769.5	38,974.5	2.05	0.08	45.9	△ 4.1
4年	(523,062.5)	(27,267.5)	(2.03)	(0.06)		
5年	560,608.5	25,839.0	2.11	0.06	48.0	2.1
6年	578,292.0	17,683.5	2.15	0.04	48.6	0.6
7年	597,786.0	19,494.0	2.20	0.05	47.0	△ 1.6
8年	(595,706.0)	(17,414.0)	(2.20)	(0.05)		
9年	613,958.0	16,172.0	2.25	0.05	48.3	1.3
10年	642,178.0	28,220.0	2.33	0.08	50.1	1.8
11年	677,461.5	35,283.5	2.41	0.08	46.0	△ 4.1
12年	(664,116.0)	(21,938.0)	(2.38)	(0.05)		

注1
障害者の数とは、次に掲げる者の合計である。
～昭和62年
身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
昭和63年～平成4年
身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、
知的障害者
平成5年～平成17年
身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、
知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、
知的障害者又は重度知的障害者である短時間労働者
平成18年
身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、
知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、
精神障害者、
重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者
(精神障害者である短時間労働者は0.5カウント)
平成23年
身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、
知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、
精神障害者、
重度身体障害者、
重度知的障害者及び知的障害者並びに精神障害者である
短時間労働者(重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者は0.5カウント)(※)
※ 平成30年から令和4年までは、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれか以上に該当する者についてのみ、1人分とカウントしていた。
①報告年の3年前の年に属する6月2日以前に採用された者であること
②報告年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
令和5年以降は、精神障害者である短時間労働者については、1人分とカウントしている。
令和6年以降
身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)
精神障害者、
重度身体障害者、
重度知的障害者、
精神障害者である短時間労働者、
重度以外身体障害者及び知的障害者である短時間労働者(0.5カウント)
重度身体障害者、
重度知的障害者である特定短時間労働者(0.5カウント)

注2
()内は、それぞれ前年度の改正前の制度に基づいて計算した場合の値である。

(5) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区分	①法定雇用率未達成企業の数	②不足数						③障害者の数が50人である企業数		
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上9人以下	9.5人以上20人以下		20.5人以上50人以下	50.5人以上
規模計	63,364 (100.0%)	40,624 (64.1%)	12,820 (20.2%)	4,710 (7.4%)	2,600 (4.1%)	2,281 (3.6%)	268 (0.4%)	51 (0.1%)	10 (0.0%)	36,465 (57.6%)
40.0-100人未満	36,093 (100.0%)	32,030 (88.7%)	4,063 (11.3%)	—	—	—	—	—	—	32,466 (90.0%)
100-300人未満	18,808 (100.0%)	7,046 (37.5%)	7,143 (38.0%)	3,103 (16.5%)	1,147 (6.1%)	369 (2.0%)	—	—	—	3,976 (21.1%)
300-500人未満	4,168 (100.0%)	885 (21.2%)	886 (21.3%)	883 (21.2%)	800 (19.2%)	708 (17.0%)	6 (0.1%)	—	—	38 (0.9%)
500-1000人未満	2,679 (100.0%)	489 (18.3%)	496 (18.5%)	502 (18.7%)	446 (16.6%)	700 (26.1%)	46 (1.7%)	—	—	4 (0.1%)
1,000人以上	1,616 (100.0%)	174 (10.8%)	232 (14.4%)	222 (13.7%)	207 (12.8%)	504 (31.2%)	216 (13.4%)	51 (3.2%)	10 (0.6%)	1 (0.1%)

注1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

注2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならぬ障害者の数である。

(6) 都道府県別の実雇用率等の状況

注 都道府県別の状況は、企業の主たる事務所(特例子会社等の認定を受けている企業にあっては、その親会社の主たる事務所)が所在する都道府県において、集計したものである。

都道府県名	実雇用率	(対前年増減)	法定雇用率達成 企業の割合	(対前年増減)	法定雇用率達成企業の数
全国	2.41	0.08	46.0	△4.1	53,875 / 117,239
北海道	2.64	0.06	49.5	△3.6	2,088 / 4,218
青森	2.49	△0.06	51.6	△5.4	578 / 1,121
岩手	2.50	0.08	55.4	△3.8	605 / 1,093
宮城	2.39	0.10	49.4	△1.7	851 / 1,724
秋田	2.49	0.09	58.8	△5.4	521 / 886
山形	2.37	0.06	52.7	△4.5	550 / 1,044
福島	2.41	0.12	54.8	△1.9	901 / 1,645
茨城	2.33	0.01	45.6	△5.9	840 / 1,842
栃木	2.48	0.09	54.0	△4.3	815 / 1,509
群馬	2.35	0.07	53.2	△2.9	1,003 / 1,887
埼玉	2.47	0.05	45.5	△4.1	1,844 / 4,053
千葉	2.40	0.02	47.3	△5.3	1,490 / 3,150
東京	2.29	0.08	30.5	△3.9	7,626 / 24,995
神奈川	2.40	0.11	43.7	△2.9	2,409 / 5,512
新潟	2.45	0.07	55.2	△5.3	1,204 / 2,182
富山	2.36	0.04	49.4	△6.2	575 / 1,165
石川	2.61	0.12	52.6	△3.1	666 / 1,266
福井	2.61	0.03	56.7	△3.4	476 / 839
山梨	2.37	0.12	57.4	△3.4	405 / 705
長野	2.47	0.05	54.7	△7.6	1,050 / 1,918
岐阜	2.53	0.06	53.0	△3.2	950 / 1,794
静岡	2.43	0.06	51.4	△4.0	1,765 / 3,433
愛知	2.36	0.08	46.5	△5.0	3,459 / 7,434
三重	2.52	△0.04	57.6	△4.3	822 / 1,426
滋賀	2.66	0.14	54.1	△5.1	560 / 1,036
京都	2.43	0.06	48.7	△5.0	1,059 / 2,175
大阪	2.44	0.09	41.7	△4.4	3,982 / 9,543
兵庫	2.47	0.11	47.9	△4.3	1,893 / 3,948
奈良	3.00	△0.06	60.5	△4.7	454 / 750
和歌山	2.78	0.07	59.0	△5.3	413 / 700
鳥取	2.56	0.09	61.1	△3.1	316 / 517
島根	2.89	0.06	66.3	△3.3	443 / 668
岡山	2.58	0.00	50.8	△5.2	872 / 1,718
広島	2.54	0.06	49.1	△2.9	1,295 / 2,636
山口	2.77	0.00	54.4	△4.1	562 / 1,034
徳島	2.42	0.02	57.6	△5.8	323 / 561
香川	2.31	0.12	55.2	△1.9	535 / 970
愛媛	2.57	0.06	50.2	△4.5	594 / 1,183
高知	2.53	0.02	55.7	△7.9	338 / 607
福岡	2.43	0.05	47.5	△5.0	2,120 / 4,463
佐賀	2.87	0.07	62.6	△5.3	446 / 712
長崎	2.88	0.03	57.4	△4.8	652 / 1,135
熊本	2.59	0.07	53.1	△6.3	779 / 1,466
大分	2.77	0.05	60.8	△4.3	598 / 984
宮崎	2.87	0.21	63.5	△2.0	596 / 939
鹿児島	2.66	0.04	57.2	△3.8	826 / 1,444
沖縄	3.39	0.15	60.0	△5.2	726 / 1,209

(7) 特例子会社の状況

① 概況

区分	① 特例子会社数		② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(注1)					③ 障害者の数					F. 計 $A \times 2 + B + C + (D+E) \times 0.5$ (注2)
	人数	社数	A. 重度身体障害者及び知的障害者(注3)	B. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者(注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注3)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者(注3)	E. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者(注3)	F. 計 $a \times 2 + b + c + (d+e) \times 0.5$ (注2)(注3)	G. 重度身体障害者である短時間労働者(注4)	H. 重度知的障害者である短時間労働者(注4)	I. 計 $a \times 2 + b + c + (d+e) \times 0.5$ (注2)(注3)	J. 計 $a \times 2 + b + c + (d+e) \times 0.5$ (注2)(注3)	
特例子会社	614 (598)	1	11,673 (11,227)	825 (686)	25,940 (23,607)	257 (202)	102 (0)	人	人	人	人	人	50,290.5 (46,848.0)

注 1(1)①の表と同じ

※ 本表は、親会社分を含まない、特例子会社分のみを集計である。

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数(注1)		② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数				
	人数	社数	a. 重度身体障害者(注4)	b. 重度身体障害者である短時間労働者(注4)	c. 重度以外の身体障害者である短時間労働者(注4)	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者(注4)	e. 重度以外の身体障害者である特定短時間労働者(注4)	f. 計 $a \times 2 + b + c + (d+e) \times 0.5$ (注2)(注3)	g. 重度身体障害者である短時間労働者(注4)	h. 重度知的障害者である短時間労働者(注4)	i. 計 $a \times 2 + b + c + (d+e) \times 0.5$ (注2)(注3)	j. 計 $a \times 2 + b + c + (d+e) \times 0.5$ (注2)(注3)	k. 精神障害者である短時間労働者(注4)	l. 精神障害者である特定短時間労働者(注4)	m. 精神障害者である短時間労働者(注4)	n. 精神障害者である特定短時間労働者(注4)	o. 計 $c + d + e \times 0.5$ (注3)
特例子会社	50,290.5 (46,848.0)	1	4,973 (4,818)	144 (114)	2,352 (2,356)	64 (56)	29 (-)	12,488.5 (12,134.0)	83 (112)	11,972 (11,059)	193 (146)	4 (-)	25,553.5 (24,062.0)	11,616 (10,192)	598 (460)	69 (-)	12,248.5 (10,652.0)

注 1(1)②の表と同じ

※ 本表は、親会社分を含まない、特例子会社分のみを集計である。

◎ 「特例子会社」制度とは

障害者雇用率制度においては、障害者の雇用機会の確保（法定雇用率＝2.5%）は個々の事業主（企業）ごとに義務づけられている。その特例である「特例子会社」制度は、障害者の雇用の促進及び安定を図るため、事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、その子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして、実雇用率を算定できるところとしている。

(8) 身体障害者の部別別雇用状況

① 概況

※実人数

区分	障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種別の身体障害者数					身体障害者計
	視覚障害者	聴覚又は 平衡機能障害者	音声・言語・ そしゃく機能障害者	肢体不自由者	内部障害者	
民間企業	14,228	32,394	3,053	115,029	84,058	248,762
	(13,956)	(32,131)	(3,050)	(117,349)	(81,522)	(248,011)

注「身体障害者計欄には、種別の身体障害者数について未記入の場合は含まれない。」

② 企業規模別の雇用状況

※実人数

区分	障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種別の身体障害者数					身体障害者計
	視覚障害者	聴覚又は 平衡機能障害者	音声・言語・ そしゃく機能障害者	肢体不自由者	内部障害者	
40.0～ 100人未満	1,574	3,154	406	13,749	10,668	29,551
	(1,469)	(2,896)	(355)	(13,118)	(9,691)	(27,529)
100～ 300人未満	2,815	4,932	569	22,264	17,489	48,069
	(2,807)	(5,034)	(612)	(23,238)	(17,455)	(49,146)
300～ 500人未満	1,215	2,221	261	10,027	7,662	21,386
	(1,237)	(2,219)	(257)	(10,360)	(7,672)	(21,725)
500～ 1000人未満	1,691	3,329	373	13,004	10,011	28,408
	(1,708)	(3,324)	(349)	(13,312)	(9,751)	(28,444)
1,000人以上	6,933	18,758	1,444	55,985	38,228	121,348
	(6,738)	(18,658)	(1,497)	(57,321)	(36,953)	(121,167)

注 1⑧の表と同じ。

③ 産業別の雇用状況

※実人数

区分	障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種別の身体障害者数									
	視覚障害者	聴覚又は 平衡機能障害者	音声・言語・ そしゃく機能障害者	肢体不自由者	内部障害者	身体障害者計				
農、林、漁業	15	41	5	190	135	386				
	(13)	(45)	(8)	(194)	(120)	(380)				
鉱業、採石業、 砂利採取業	5	12	0	70	51	138				
	(6)	(14)	(1)	(72)	(46)	(139)				
建設業	381	836	133	4,287	3,733	9,370				
	(356)	(830)	(114)	(4,352)	(3,706)	(9,358)				
製造業	2,544	12,772	786	28,893	19,947	64,942				
	(2,517)	(12,834)	(789)	(29,513)	(19,823)	(65,476)				
電気・ガス・熱供給 ・水道業	124	204	28	1,494	763	2,613				
	(121)	(211)	(23)	(1,595)	(790)	(2,740)				
情報通信業	1,227	1,682	137	6,517	4,592	14,155				
	(1,177)	(1,635)	(140)	(6,472)	(4,446)	(13,870)				
運輸業、郵便業	517	1,452	212	7,977	6,766	16,924				
	(517)	(1,441)	(208)	(8,097)	(6,650)	(16,913)				
卸売業、小売業	1,694	3,192	412	14,466	12,136	31,900				
	(1,657)	(3,199)	(402)	(14,808)	(11,732)	(31,498)				
金融業、保険業	733	2,328	125	6,121	3,118	12,425				
	(710)	(2,298)	(126)	(6,373)	(3,067)	(12,574)				
不動産業、物品賃貸業	242	381	52	2,051	1,600	4,326				
	(235)	(371)	(52)	(2,042)	(1,564)	(4,264)				
学術研究 専門・技術サービス業	760	1,290	130	5,480	3,888	11,548				
	(691)	(1,202)	(107)	(5,218)	(3,521)	(10,739)				
宿泊業、 飲食サービス業	262	770	104	2,095	1,888	5,119				
	(245)	(714)	(96)	(2,135)	(1,751)	(4,941)				
生活関連サービス業、 娯楽業	199	508	54	1,688	1,246	3,675				
	(200)	(482)	(72)	(1,677)	(1,137)	(3,568)				
教育、学習支援業	277	271	44	1,944	1,640	4,176				
	(274)	(275)	(38)	(1,977)	(1,599)	(4,163)				
医療、福祉	3,751	3,636	455	16,664	10,318	34,824				
	(3,702)	(3,466)	(466)	(16,599)	(9,643)	(33,876)				
複合サービス事業	103	184	43	1,451	1,095	2,876				
	(92)	(195)	(40)	(1,450)	(1,044)	(2,821)				
サービス業	1,394	2,835	333	13,661	11,142	29,365				
	(1,446)	(2,919)	(368)	(14,775)	(10,883)	(30,391)				

注 1⑧の表と同じ。

(2) 都道府県の機関（法定雇用率2.8%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用標準者の数		③ 障害者の数					④ 現用率 F÷②×100	⑤ 法定雇用 単達成機 関の数	⑥ 法定雇用率 達成機関の 割合
		A. 重度身体 障害者及び 知的障害 者(注3)	B. 重度身体 障害者、重 度知的障 害者及び 精神障害 者(注3)	C. 重度身体 障害者、重 度知的障 害者及び 精神障害 者(注3)	D. 重度以 外の身体 障害者、 知的障 害者及び 精神障害 者(注3)	E. 重度身体 障害者、 知的障 害者及び 精神障害 者(注3)	F. 計 A×2+B+C+D +E×0.5 (注2)	G. うち新規雇 用分(注4)			
計	168 (163)	361,319.0 (359,503.0)	2,536 (2,536)	5,065 (4,757)	499 (455)	11,030.5 (10,627.5)	1,041.5 (987.5)	3.05 (2.96)	150 (152)	89.3 (93.3)	
都道府県 知事部局	47 (47)	280,855.5 (279,375.0)	2,036 (2,029)	3,940 (3,718)	308 (267)	8,597.0 (8,267.5)	837.0 (795.0)	3.06 (2.96)	45 (47)	95.7 (100.0)	
その他の 都道府県機関	121 (116)	80,463.5 (80,128.0)	500 (507)	1,125 (1,039)	191 (188)	2,433.5 (2,360.0)	204.5 (192.5)	3.02 (2.95)	105 (105)	86.8 (90.5)	

注 2D①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数 (注1)	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数					⑤ うち新規雇 用分(注5)		
		a. 重度身体 障害者 (注4)	b. 重度以 外の身体 障害者 (注4)	c. 重度以 外の身体 障害者 (注4)	d. 重度以 外の身体 障害者 (注4)	e. うち新規雇 用分(注5)	f. 計 a×2+b+c+d +e×0.5 (注2)(注3)	a. 重度知的 障害者 (注4)	b. 重度以 外の知 的障害者 (注4)	c. 重度以 外の知 的障害者 (注4)	d. 重度以 外の知 的障害者 (注4)	e. うち新規雇 用分(注5)	f. 計 a×2+b+c+d +e×0.5 (注2)(注3)	g. うち新規雇 用分(注5)	h. 精神障害 者、精神 障害者 (注4)	i. 精神障害 者、精神 障害者 (注4)		j. 精神障害 者、精神 障害者 (注4)	k. 精神障害 者、精神 障害者 (注4)
計	11,030.5 (10,627.5)	2,527 (2,530)	294 (294)	2,800 (2,878)	422 (388)	8,490.5 (8,426.0)	23 (23)	9 (9)	5 (5)	233 (213)	77 (67)	0 (0)	294.5 (292.5)	63.5 (65.0)	1,942 (1,666)	328 (278)	11 (11)	2,276.5 (1,839.0)	516.5 (464.0)
都道府県 知事部局	8,597.0 (8,267.5)	2,028 (2,024)	161 (159)	2,250 (2,226)	252 (219)	6,601.6 (6,542.5)	17 (17)	8 (8)	2 (2)	192 (176)	56 (48)	0 (0)	238.0 (211.0)	66.5 (57.0)	1,468 (1,316)	225 (188)	9 (9)	1,757.5 (1,514.0)	414.0 (373.0)
その他の 都道府県機関	2,433.5 (2,360.0)	499 (506)	133 (135)	640 (652)	170 (169)	1,859.0 (1,883.5)	6 (6)	1 (1)	3 (3)	41 (37)	21 (19)	0 (0)	56.5 (51.5)	14.0 (8.0)	444 (350)	73 (75)	2 (2)	518.0 (425.0)	102.5 (81.0)

注 2D②の表と同じ

【参考】都道府県の機関における障害種別別の雇用身体障害者数

都道府県 の機関	視覚障害		聴覚又は 平衡機能障害		音声・言語・ そしゃく 機能障害		肢体不自由				内臓障害				※要人数			
	計	視覚障害	聴覚又は 平衡機能障害	計	聴覚又は 平衡機能障害	音声・言語・ そしゃく 機能障害	上肢不自由	下肢不自由	身体機能障害	移動機能障害	上肢機能障害	下肢機能障害	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	小腸機能障害	免疫機能障害	肝臓機能障害
計	6,158	198	172	451	58	1,631	937	1,831	359	280	181	1,071	210	30	501	45	22	30

(3) 市町村の機関（法定雇用率2.8%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用標準者数の算定の基礎となる職員数(注1)		③ 障害者の数			④ 雇用率 $F \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
		A. 重度身体障害者及び知的障害者(注3)	B. 重度身体障害者及び知的障害者(注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注3)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者(注2)	E. 重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注3)			
市町村の機関	2,488 (2,460)	8,451 (8,292)	1,766 (1,574)	18,049 (16,877)	1,219 (1,153)	214 (-)	2.75 (2.63)	1,769 (1,910)	71.1 (77.6)
	機関	人	人	人	人	人	%	機関	%

注 2①②の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数(注1)				② 身体障害者の数				③ 知的障害者の数				④ 精神障害者の数						
	a. 重度身体障害者(注4)	b. 重度身体障害者(注4)	c. 重度以外の身体障害者(注4)	d. 重度以外の身体障害者(注4)	a. 重度身体障害者(注4)	b. 重度以外の身体障害者(注4)	c. 重度以外の身体障害者(注4)	d. 重度以外の身体障害者(注4)	e. 重度知的障害者(注4)	f. 重度知的障害者(注4)	g. 軽度知的障害者(注4)	h. 軽度知的障害者(注4)	i. 精神障害者(注4)	j. 精神障害者(注4)	k. 精神障害者(注4)	l. 精神障害者(注4)	m. 精神障害者(注4)	n. 精神障害者(注4)	
市町村の機関	8,335 (8,188)	683 (647)	10,320 (10,217)	997 (921)	117 (-)	28,230.0 (27,700.5)	1,818.0 (1,660.5)	116 (104)	46 (37)	1,244 (1,138)	222 (232)	13 (-)	1,638.5 (1,499.0)	256.5 (222.5)	6,485 (5,522)	1,037 (890)	94 (-)	7,564.0 (6,412.0)	1,552.0 (1,225.0)
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

注 2①②の表と同じ

【参考】市町村の機関における障害部位別の雇用身体障害者数

市町村の機関	視覚障害		聴覚又は平衡機能障害		音声言語・そしゃく機能障害		肢体不自由		内部障害							
	視力障害	視野障害	視平衡機能障害	平衡機能障害	上肢不自由	下肢不自由	体幹機能障害	移動機能障害	心臓機能障害	じん臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	小腸機能障害	免疫機能障害	肝臓機能障害	
計	506	483	1,642	1,642	2,871	5,838	1,127	1,037	578	3,573	1,713	94	628	153	97	
20,452																137

※実人数

(4) 都道府県等の教育委員会 (法定雇用率2.7%)

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定基礎となる職員数(注1)		③ 障害者の数		④ 実雇用率		⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
		A. 重度身体障害者及び知的障害者(注3)	B. 重度身体障害者、重度知的障害者及び知的障害者(注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び知的障害者(注3)	D. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び知的障害者(注3)	F. 計	F÷②×100		
計	93	3,979	793	8,680	482	17,719.0	2,498.0	50	53.8
都道府県教育委員会	47	3,563	705	7,461	437	15,547.5	2,185.0	22	46.8
市町村教育委員会	46	416	88	1,219	45	2,171.5	313.0	28	60.9

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別別在職状況

区分	① 障害者の数(注1)				② 身体障害者の数				③ 知的障害者の数				④ 精神障害者の数				⑤ 障害者の数			
	a. 重度身体障害者(注4)	b. 重度身体障害者である身体障害者(注4)	c. 重度以外の身体障害者(注4)	d. 重度以外の身体障害者である身体障害者(注4)	a. 重度知的障害者(注4)	b. 重度以外の知的障害者(注4)	c. 重度以外の知的障害者である知的障害者(注4)	d. 重度以外の知的障害者である知的障害者(注4)	a. 重度精神障害者(注4)	b. 重度以外の精神障害者(注4)	c. 重度以外の精神障害者である精神障害者(注4)	d. 重度以外の精神障害者である精神障害者(注4)	e. 精神障害者である特定短時間勤務員(注4)	f. 精神障害者である特定短時間勤務員(注4)	g. 精神障害者である特定短時間勤務員(注4)	h. 精神障害者である特定短時間勤務員(注4)	i. 精神障害者である特定短時間勤務員(注4)	j. 精神障害者である特定短時間勤務員(注4)	k. 精神障害者である特定短時間勤務員(注4)	l. 精神障害者である特定短時間勤務員(注4)
計	3,887	243	4,353	70	12,582.5	1,188.5	1,082.0	14	92	127	1	1,056.0	287.0	3,583	536	23	4,080.5	1,044.5	939.0	
都道府県教育委員会	3,483	221	3,780	60	11,183.0	1,038.5	940.0	13	80	125	1	882.0	251.5	3,025	471	13	3,522.5	885.0	821.0	
市町村教育委員会	404	22	573	43	1,429.5	128.0	122.0	1	12	2	0	164.0	35.5	508	65	10	578.0	149.5	118.0	

注 2(1)②の表と同じ

【参考】都道府県等の教育委員会における障害者種別別の雇用身体障害者数

都道府県等の教育委員会	視覚障害		聴覚又は平衡機能障害		音声・言語・そしゃく機能障害		肢体不自由				内部障害				※要人数		
	視力障害	視野障害	視力障害	視野障害	聴覚障害	平衡機能障害	上肢不自由	下肢不自由	体幹機能障害	上肢機能障害	下肢機能障害	移動機能障害	心臓機能障害	じん臓機能障害		呼吸器機能障害	小腸機能障害
計	8,908	755	339	1,041	76	950	1,842	421	441	178	1,544	787	47	312	50	59	56

※「計」欄には、障害者種別別の雇用身体障害者数について未記入の場合は含まれない。

3 独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.8%)

① 概況

区分	① 法定雇用率の基礎となる労働者数(注1)		② 法定雇用率の基礎となる労働者数(注1)		③ 障害者の数		④ 実雇用率		⑤ 法定雇用率達成率	
	法人	人	法人	人	障害者の数	割合	F÷③×100	⑤÷④×100	達成率	割合
	A×2+B+C+D		E+重度身体障害者及び知的障害者及び精神障害者である障害者の短時間労働者(注3)		F		G		H	
	(注2)		(注3)		(注3)		(注4)		(注4)	
計	373	471,284.0	2,923	6,767	85	13,419.0	1,566.5	2.85	285	76.4
	(369)	(467,326.5)	(2,884)	(6,408)	(259)	(12,879.5)	(1,538.5)	(2.76)	(308)	(83.5)
独立行政法人等(国公立を除く)	94	219,303.5	1,388	3,328	176	6,501.0	762.0	2.96	80	85.1
	(93)	(218,020.5)	(1,375)	(3,147)	(177)	(6,294.5)	(769.0)	(2.89)	(80)	(86.0)
国立大学	86	150,869.0	1,020	2,089	31	4,266.5	472.0	2.83	65	75.6
	(86)	(149,826.0)	(998)	(1,989)	(29)	(4,096.5)	(438.5)	(2.73)	(77)	(89.5)
地方独立行政法人等	193	101,121.5	535	1,350	66	2,651.5	362.5	2.62	140	72.5
	(190)	(99,480.0)	(511)	(1,272)	(53)	(2,488.5)	(331.0)	(2.50)	(151)	(79.5)

② 障害種別別雇用状況

区分	① 障害者の数(注1)			② 身体障害者の数			③ 知的障害者の数			④ 精神障害者の数			⑤ うち新規雇用分(注5)			
	A	B	C	a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
	重度身体障害者である労働者(注4)	中重度身体障害者である労働者(注4)	軽度身体障害者である労働者(注4)	重度身体障害者である労働者(注4)	中重度身体障害者である労働者(注4)	軽度身体障害者である労働者(注4)	重度知的障害者である労働者(注4)	中重度知的障害者である労働者(注4)	軽度知的障害者である労働者(注4)	重度精神障害者である労働者(注4)	中重度精神障害者である労働者(注4)	軽度精神障害者である労働者(注4)	重度精神障害者である労働者(注4)	中重度精神障害者である労働者(注4)	軽度精神障害者である労働者(注4)	うち新規雇用分(注5)
計	13,418.0	2,460	223	2,793	210	37	6,098.5	741.0	1,030	15	1,962.5	180.5	2,444	389	49	3,357.0
	(12,879.5)	(2,449)	(206)	(2,815)	(214)	(38)	(6,026.0)	(787.0)	(965)	(45)	(1,870.5)	(177.5)	(2,483)	(355)	(46)	(2,983.0)
独立行政法人等(国公立を除く)	6,501.0	1,297	128	1,541	132	16	4,337.0	381.0	289	7	470.0	50.0	1,468	188	18	1,694.0
	(6,294.5)	(1,302)	(115)	(1,567)	(145)	(16)	(4,348.5)	(451.5)	(274)	(5)	(441.0)	(44.5)	(1,316)	(189)	(18)	(1,505.0)
国立大学	4,266.5	728	34	706	29	14	2,213.5	203.5	486	5	1,060.0	72.0	887	69	14	983.0
	(4,096.5)	(705)	(38)	(717)	(27)	(14)	(2,178.5)	(179.5)	(472)	(5)	(1,064.0)	(92.0)	(800)	(54)	(15)	(854.0)
地方独立行政法人等	2,651.5	457	61	548	49	7	1,549.0	158.5	235	3	402.5	58.5	569	122	18	700.0
	(2,488.5)	(442)	(53)	(541)	(42)	(7)	(1,499.0)	(156.0)	(219)	(3)	(385.5)	(41.0)	(512)	(112)	(18)	(624.0)

[注5]の表の注

- ①欄の「障害者の数」とは②③④⑤欄の計である。
- ②③④⑤欄の重度障害者については法定上、1人2人に相当するものとしており、②③欄の計を算出するに当たりダブルカウントしている。
- 法定上、②③d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者及び精神障害者及び重度知的障害者である短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとしており、②③b欄及び②③d欄の重度以外の身体障害者並びに②③e欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントとしている。
- ②③c欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。ただし、②③b欄及び②③d欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントとしている。
- ②③のac欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者、②③のbd欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、②③のe欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。
- ②③④d欄のうち新規雇用分は令和6年6月2日から令和6年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- ②③④d欄のうち令和6年6月1日現在の数である。
- この集計は、令和6年11月29日時点の集計結果に基づき作成した。

※ 「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令第8号まで、「地方独立行政法人等」とは、同令別表第2の第1号から第8号まで、「独立行政法人等」とは、同令別表第2の第9号及び第10号までの法人を指す。

【参考】独立行政法人等における障害者別位の雇用身体障害者数

独立行政法人等	計	視覚障害者	聴覚又は 平衡機能障害者	障害言語 ・そしゃく 機能障害者	身体不自由	※実人数	
						351	463
5,688	67	2,917				1,860	

※「計」欄には、障害者別位の雇用身体障害者数について未記入の場合は含まれない。

(注5)の表の注

- ②欄の「法定雇用率の基礎となる労働者数」とは、常用労働者数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者を就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 法定上、②A欄の「重度身体障害者及び知的障害者」については、1人を2人に相当するものとしており、②B欄の「中重度身体障害者及び精神障害者」については、1人を1人に相当するものとしており、②C欄の「軽度身体障害者」については、1人を0.5人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たり0.5カウントしている。
- A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、E欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。
- C欄のうち新規雇用分は、令和6年6月2日から令和6年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた労働者数である。
- ②③のac欄及び④のc欄は1日現在の数である。
- この集計は、令和6年11月29日時点の集計結果に基づき作成した。

4 公的機関の状況

(1) 国の機関の状況（法定雇用率2.8%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
国の機関合計	339,750.0	10,428.0	3.07	1.5	
行政機関合計	310,275.5	9,561.5	3.08	1.5	
内閣官房	1,537.0	48.0	3.12	0.0	
内閣法制局	84.0	2.0	2.38	0.0	
内閣府	3,548.5	104.0	2.93	0.0	
宮内庁	1,177.0	41.0	3.48	0.0	
公正取引委員会	1,003.0	29.0	2.89	0.0	
警察庁	2,273.0	72.5	3.19	0.0	
個人情報保護委員会	237.0	8.0	3.38	0.0	
カジノ管理委員会	175.0	5.0	2.86	0.0	
金融庁	1,782.5	52.0	2.92	0.0	
消費者庁	575.0	17.0	2.96	0.0	
こども家庭庁	549.5	18.0	3.28	0.0	
デジタル庁	918.0	23.5	2.56	1.5	注5
復興庁	179.5	6.0	3.34	0.0	
総務省	5,246.0	161.0	3.07	0.0	特例承認あり 注4
法務省	33,597.5	1,007.0	3.00	0.0	
出入国在留管理庁	5,194.0	166.5	3.21	0.0	
公安調査庁	1,798.0	55.0	3.06	0.0	
外務省	3,543.0	163.0	4.60	0.0	
財務省	12,561.5	389.0	3.10	0.0	
国税庁	61,147.5	1,837.5	3.01	0.0	
文部科学省	2,904.0	82.0	2.82	0.0	特例承認あり 注4
厚生労働省	58,532.0	1,857.0	3.17	0.0	
農林水産省	15,565.0	494.5	3.18	0.0	
林野庁	4,618.0	131.0	2.84	0.0	
水産庁	847.5	24.0	2.83	0.0	
経済産業省	6,671.0	208.0	3.12	0.0	特例承認あり 注4
特許庁	3,521.0	104.0	2.95	0.0	
国土交通省	42,552.5	1,275.5	3.00	0.0	
観光庁	266.5	9.0	3.38	0.0	
気象庁	4,813.0	165.0	3.43	0.0	
運輸安全委員会	193.0	8.0	4.15	0.0	
海上保安庁	315.0	17.0	5.40	0.0	
環境省	3,022.5	94.0	3.11	0.0	
原子力規制委員会	1,252.0	41.0	3.27	0.0	
防衛省	24,389.5	728.5	2.99	0.0	
防衛装備庁	1,747.0	54.0	3.09	0.0	
人事院	674.5	20.0	2.97	0.0	
会計検査院	1,265.0	44.0	3.48	0.0	
立法機関合計	3,995.5	118.0	2.95	0.0	
衆議院事務局	1,627.0	47.0	2.89	0.0	
衆議院法制局	89.0	2.0	2.25	0.0	
参議院事務局	1,242.5	36.0	2.90	0.0	
参議院法制局	70.0	1.0	1.43	0.0	
国立国会図書館	967.0	32.0	3.31	0.0	
司法機関合計	25,479.0	748.5	2.94	0.0	
裁判所	25,479.0	748.5	2.94	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員については、1人を1カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
- したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っているも、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 注4の省庁は、特例承認を受けている。
- 特例承認とは、省庁及び当該省庁におかれる外局の申請に基づき、厚生労働大臣の承認を受けた場合に、当該省庁におかれる外局に勤務する職員を当該省庁に勤務する職員とみなすものである。
- 5 デジタル庁においては、9月1日時点において、障害者の数26.5人、実雇用率2.78%、不足数0.0人となっている。
- 6 この集計は、令和6年11月29日時点の集計結果に基づき作成した。

特例承認一覧

省庁	外局等	
総務省	公害等調整委員会	消防庁
文部科学省	文化庁	スポーツ庁
経済産業省	中小企業庁	資源エネルギー庁

(2) 都道府県知事部局の状況（法定雇用率2.8%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合計	280,855.5	8,597.0	3.06	13.0	
北海道	12,913.5	388.0	3.00	0.0	
青森県	3,983.5	120.5	3.02	0.0	
岩手県	4,963.5	145.0	2.92	0.0	
宮城県	5,449.5	170.5	3.13	0.0	特例認定あり 注4
秋田県	4,144.5	125.0	3.02	0.0	特例認定あり 注4
山形県	7,447.5	245.5	3.30	0.0	特例認定あり 注4
福島県	6,149.5	177.0	2.88	0.0	
茨城県	5,934.0	215.5	3.63	0.0	
栃木県	5,269.5	173.0	3.28	0.0	特例認定あり 注4
群馬県	4,841.5	137.5	2.84	0.0	
埼玉県	7,769.0	222.0	2.86	0.0	
千葉県	9,096.0	281.0	3.09	0.0	特例認定あり 注4
東京都	23,224.5	756.5	3.26	0.0	
神奈川県	8,213.0	263.0	3.20	0.0	特例認定あり 注4
新潟県	5,842.0	174.0	2.98	0.0	特例認定あり 注4
富山県	4,806.5	129.0	2.68	5.0	特例認定あり 注4、注5①
石川県	5,280.5	153.0	2.90	0.0	特例認定あり 注4
福井県	4,505.5	140.5	3.12	0.0	
山梨県	4,049.5	123.0	3.04	0.0	
長野県	6,136.0	191.5	3.12	0.0	特例認定あり 注4
岐阜県	5,527.5	172.0	3.11	0.0	
静岡県	6,393.5	171.0	2.67	8.0	特例認定あり 注4、注5②
愛知県	9,992.0	295.0	2.95	0.0	
三重県	4,948.0	154.0	3.11	0.0	特例認定あり 注4
滋賀県	4,870.5	145.5	2.99	0.0	特例認定あり 注4
京都府	4,835.0	141.5	2.93	0.0	
大阪府	8,474.0	300.5	3.55	0.0	特例認定あり 注4
兵庫県	7,130.0	200.0	2.81	0.0	特例認定あり 注4
奈良県	4,280.5	121.0	2.83	0.0	特例認定あり 注4
和歌山県	4,193.0	128.0	3.05	0.0	特例認定あり 注4
鳥取県	3,780.0	132.5	3.51	0.0	特例認定あり 注4
島根県	4,133.0	118.0	2.86	0.0	特例認定あり 注4
岡山県	4,486.5	127.5	2.84	0.0	特例認定あり 注4
広島県	6,563.5	183.5	2.80	0.0	特例認定あり 注4
山口県	3,846.0	117.5	3.06	0.0	特例認定あり 注4
徳島県	3,508.5	100.5	2.86	0.0	
香川県	5,023.5	146.5	2.92	0.0	特例認定あり 注4
愛媛県	4,580.0	141.5	3.09	0.0	特例認定あり 注4
高知県	4,022.0	123.5	3.07	0.0	
福岡県	8,047.5	264.5	3.29	0.0	特例認定あり 注4
佐賀県	3,852.5	112.5	2.92	0.0	
長崎県	4,284.0	132.0	3.08	0.0	
熊本県	4,769.5	147.0	3.08	0.0	
大分県	4,054.5	121.0	2.98	0.0	
宮崎県	4,268.5	134.0	3.14	0.0	
鹿児島県	5,622.5	164.0	2.92	0.0	
沖縄県	5,350.5	171.5	3.21	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員については、1人を1カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
- したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 注4の機関は、特例認定を受けている。
- 特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。
- 5 ①富山県知事部局においては、令和7年4月1日時点において、障害者の数135.0人、実雇用率2.80%、不足数0.0人となっている。
- ②静岡県知事部局においては、令和7年4月1日時点において、障害者の数179.0人、実雇用率2.80%、不足数0.0人見込みとなっている。
- 6 この集計は、令和6年11月29日時点の集計結果に基づき作成した。

特例認定一覧(都道府県知事部局)

認定地方機関(A)	みなされることとなる機関(B)		
奈良県	奈良県水道局	奈良県監査委員事務局	奈良県採用委員会事務局
山形県	山形県企業局	山形県病院事務局	
新潟県	新潟県議会事務局		
静岡県	静岡県企業局	静岡県議会事務局	
山口県	山口県企業局		
広島県	広島県企業局	広島県議会事務局	
島根県	島根県企業局		
鳥取県	鳥取県企業局		
福岡県	福岡県議会事務局		
滋賀県	滋賀県企業庁	滋賀県病院事務局	
香川県	香川県病院局	香川県議会事務局	
栃木県	栃木県企業局	栃木県議会事務局	
富山県	富山県企業局		
千葉県	千葉県議会事務局		
長野県	長野県企業局		
兵庫県	兵庫県議会事務局		
岡山県	岡山県企業局		
三重県	三重県議会事務局		
大阪府	大阪府議会事務局		
神奈川県	神奈川県監査事務局		
石川県	石川県議会事務局		
宮城県	宮城県企業局	宮城県議会事務局	
愛媛県	愛媛県議会事務局		
和歌山県	和歌山県議会事務局		
秋田県	秋田県議会事務局	秋田県人事委員会事務局	秋田県監査委員事務局

(3) その他の都道府県機関の状況（法定雇用率2.8%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	80,463.5	2,433.5	3.02	72.0	
北海道企業局	113.0	2.0	1.77	1.0	注5①
北海道道立病院局	451.0	10.0	2.22	2.0	注5②
北海道議会事務局	85.0	2.0	2.35	0.0	
北海道監査委員事務局	51.0	2.0	3.92	0.0	
北海道警察本部	1,431.5	44.0	3.07	0.0	
青森県病院局	963.0	21.5	2.23	4.5	
青森県警察本部	383.5	14.0	3.65	0.0	
岩手県企業局	119.0	4.0	3.36	0.0	
岩手県医療局	4,331.5	110.5	2.55	10.5	
岩手県警察本部	404.5	12.5	3.09	0.0	
宮城県警察本部	646.5	24.5	3.79	0.0	
秋田県警察本部	377.5	13.5	3.58	0.0	
秋田県公営企業	119.0	4.0	3.36	0.0	
山形県警察本部	436.0	17.0	3.90	0.0	
福島県企業局	36.5	4.0	10.96	0.0	
福島県病院局	290.0	6.0	2.07	2.0	
福島県警察本部	597.0	19.0	3.18	0.0	
茨城県企業局	211.5	8.0	3.78	0.0	
茨城県病院局	700.5	21.0	3.00	0.0	
茨城県議会事務局	46.5	3.0	6.45	0.0	
茨城県警察本部	670.0	20.0	2.99	0.0	
栃木県警察本部	587.0	20.0	3.41	0.0	
群馬県企業局	318.5	10.0	3.14	0.0	
群馬県病院局	893.5	24.5	2.74	0.5	注5③
群馬県警察本部	542.5	16.5	3.04	0.0	
群馬県議会事務局	38.5	2.0	5.19	0.0	
埼玉県企業局	433.5	13.5	3.11	0.0	
埼玉県下水道局	118.0	4.0	3.39	0.0	
埼玉県議会事務局	69.0	2.0	2.90	0.0	
埼玉県警察本部	1,559.5	48.5	3.11	0.0	
千葉県病院局	1,409.5	50.0	3.55	0.0	
千葉県企業局	1,239.0	36.0	2.91	0.0	
千葉県競馬組合	62.5	1.0	1.60	0.0	
千葉県警察本部	1,546.0	44.5	2.88	0.0	
東京都議会議会局	156.0	5.0	3.21	0.0	
東京都人事委員会	61.5	5.0	8.13	0.0	
東京都監査事務局	89.0	2.0	2.25	0.0	
東京都交通局	2,065.0	89.0	4.31	0.0	
東京都水道局	2,654.0	92.0	3.47	0.0	
東京都下水道局	1,424.5	54.5	3.83	0.0	
警視庁	4,826.0	139.0	2.88	0.0	
東京消防庁	928.5	34.0	3.66	0.0	
神奈川県企業庁	1,010.5	32.5	3.22	0.0	
神奈川県内広域水道企業団	242.5	6.0	2.47	0.0	
神奈川県議会議会局	83.0	3.0	3.61	0.0	
神奈川県警察本部	2,212.0	73.0	3.30	0.0	
新潟県企業局	111.5	3.0	2.69	0.0	
新潟県病院局	2,058.5	63.0	3.06	0.0	
新潟県警察本部	558.0	17.0	3.05	0.0	
富山県警察本部	416.5	11.0	2.64	0.0	
石川県警察本部	430.0	15.0	3.49	0.0	
福井県警察本部	390.0	17.5	4.49	0.0	
山梨県企業局	73.0	3.0	4.11	0.0	
山梨県警察本部	486.0	16.0	3.29	0.0	
長野県警察本部	601.5	19.5	3.24	0.0	
長野県議会事務局	41.5	1.0	2.41	0.0	
岐阜県警察本部	604.0	22.0	3.64	0.0	
静岡県立静岡がんセンター	887.0	27.0	3.04	0.0	
静岡県警察本部	943.5	30.5	3.23	0.0	
愛知県企業庁	353.0	11.0	3.12	0.0	
愛知県病院事業庁	904.0	29.5	3.26	0.0	
名古屋港管理組合	428.0	13.0	3.04	0.0	
愛知県競馬組合	63.5	0.5	0.79	0.5	注5④
愛知県議会事務局	70.0	1.0	1.43	0.0	
愛知県警察本部	1,189.5	36.5	3.07	0.0	
三重県企業庁	133.5	4.0	3.00	0.0	
三重県病院事業庁	170.0	7.0	4.12	0.0	
四日市港管理組合	96.0	3.5	3.65	0.0	
三重県警察本部	462.5	18.5	4.00	0.0	
滋賀県議会事務局	40.0	1.0	2.50	0.0	

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
滋賀県警察本部	397.5	11.0	2.77	0.0	
京都府公営企業	133.0	3.0	2.26	0.0	
京都府警察本部	734.0	21.5	2.93	0.0	
大阪府警察本部	2,395.5	71.0	2.96	0.0	
兵庫県企業庁	157.5	5.0	3.17	0.0	
兵庫県病院局	4,637.5	97.5	2.10	31.5	
兵庫県警察本部	1,064.5	35.0	3.29	0.0	
奈良県警察本部	395.5	13.5	3.41	0.0	
南和広域医療企業団	360.0	9.0	2.50	1.0	注5⑤
和歌山県警察本部	409.0	13.0	3.18	0.0	
鳥取県病院局	1,001.0	29.0	2.90	0.0	
鳥取県警察本部	312.0	9.0	2.88	0.0	
島根県病院局	825.5	23.0	2.79	0.0	
島根県警察本部	356.0	7.0	1.97	2.0	
岡山県警察本部	648.0	19.0	2.93	0.0	
広島県警察本部	625.0	15.5	2.48	1.5	
山口県議会事務局	46.5	1.0	2.15	0.0	
山口県警察本部	523.0	15.0	2.87	0.0	
徳島県企業局	128.0	3.5	2.73	0.0	
徳島県病院局	701.5	17.5	2.49	1.5	
徳島県警察本部	399.0	13.0	3.26	0.0	
香川県警察本部	437.0	13.0	2.97	0.0	
愛媛県公営企業管理局	1,539.0	46.0	2.99	0.0	
愛媛県警察本部	448.0	19.0	4.24	0.0	
高知県公営企業局	574.5	16.5	2.87	0.0	
高知県・高知市病院企業団	635.5	14.0	2.20	3.0	
高知県警察本部	373.5	13.0	3.48	0.0	
高知県議会事務局	39.0	0.0	0.00	1.0	注4
福岡県警察本部	1,092.0	31.0	2.84	0.0	
佐賀県競馬組合	48.5	1.0	2.06	0.0	
佐賀県警察本部	343.5	11.0	3.20	0.0	
長崎県交通局	264.0	9.0	3.41	0.0	
長崎県病院企業団	1,303.5	38.0	2.92	0.0	
長崎県警察本部	481.5	17.5	3.63	0.0	
熊本県警察本部	512.0	18.0	3.52	0.0	
熊本県企業局	45.5	3.0	6.59	0.0	
熊本県病院局	57.0	2.0	3.51	0.0	
熊本県議会事務局	37.5	1.0	2.67	0.0	
大分県企業局	75.5	2.0	2.65	0.0	
大分県病院局	487.0	15.5	3.18	0.0	
大分県警察本部	388.5	11.0	2.83	0.0	
宮崎県企業局	113.5	3.0	2.64	0.0	
宮崎県病院局	1,135.0	28.5	2.51	2.5	
宮崎県警察本部	403.0	14.5	3.60	0.0	
宮崎県議会事務局	39.0	1.0	2.56	0.0	
鹿児島県立病院局	960.0	27.0	2.81	0.0	
鹿児島県警察本部	467.0	13.0	2.78	0.0	
沖縄県企業局	282.0	9.0	3.19	0.0	
沖縄県議会事務局	54.0	2.0	3.70	0.0	
沖縄県病院事業局	2,538.0	64.0	2.52	7.0	
沖縄県警察本部	495.5	17.0	3.43	0.0	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員については、1人を1カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 高知県議会事務局においては、9月24日現在において、高知県知事部局と特例認定を受けている。

5 ①北海道企業局においては、7月31日時点において、障害者の数3.0人、実雇用率2.65%、不足数0.0人となっている。

②北海道立病院局においては、10月1日時点において、障害者の数13.0人、実雇用率2.88%、不足数0.0人となっている。

③群馬県病院局においては、6月10日時点において、障害者の数25.5人、実雇用率2.85%、不足数0.0人となっている。

④愛知県競馬組合においては、10月1日時点において、障害者の数1.0人、実雇用率1.56%、不足数0.0人となっている。

⑤南和広域医療企業団においては、11月30日時点において、障害者の数9.0人、実雇用率2.52%、不足数0.0人となっている。

6 この集計は、令和6年11月29日時点の集計結果に基づき作成した。

(4) 都道府県教育委員会の状況（法定雇用率2.7%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	640,332.5	15,547.5	2.43	2,072.5	
北海道	29,942.0	762.5	2.55	45.5	
青森県	9,424.5	221.5	2.35	32.5	
岩手県	8,512.0	211.0	2.48	18.0	
宮城県	11,524.5	320.5	2.78	0.0	
秋田県	7,236.0	202.0	2.79	0.0	
山形県	7,430.5	196.5	2.64	3.5	注4①
福島県	12,208.5	238.5	1.95	90.5	
茨城県	19,229.5	556.5	2.89	0.0	
栃木県	12,608.0	340.5	2.70	0.0	
群馬県	11,692.5	333.0	2.85	0.0	
埼玉県	31,468.5	853.0	2.71	0.0	
千葉県	29,536.5	809.5	2.74	0.0	
東京都	50,548.0	985.5	1.95	378.5	
神奈川県	24,742.0	653.5	2.64	14.5	注4②
新潟県	12,300.0	280.0	2.28	52.0	
富山県	6,792.5	158.0	2.33	25.0	
石川県	6,867.0	189.5	2.76	0.0	
福井県	5,472.5	178.0	3.25	0.0	
山梨県	6,491.0	178.0	2.74	0.0	
長野県	13,337.5	327.0	2.45	33.0	
岐阜県	12,874.5	340.0	2.64	7.0	注4③
静岡県	15,882.5	369.0	2.32	59.0	
愛知県	33,220.5	543.0	1.63	353.0	
三重県	12,084.5	340.5	2.82	0.0	
滋賀県	9,566.0	278.5	2.91	0.0	
京都府	10,060.0	193.5	1.92	77.5	
大阪府	32,072.5	675.5	2.11	189.5	
兵庫県	25,322.0	433.5	1.71	249.5	
奈良県	8,052.5	160.5	1.99	56.5	
和歌山県	7,164.0	202.0	2.82	0.0	
鳥取県	5,063.0	144.0	2.84	0.0	
島根県	6,681.5	168.0	2.51	12.0	
岡山県	10,302.0	286.0	2.78	0.0	
広島県	12,900.0	351.0	2.72	0.0	
山口県	8,421.5	240.5	2.86	0.0	
徳島県	5,157.0	136.5	2.65	2.5	
香川県	6,582.0	180.5	2.74	0.0	
愛媛県	8,673.5	312.5	3.60	0.0	
高知県	6,442.0	207.5	3.22	0.0	
福岡県	18,383.0	345.0	1.88	151.0	
佐賀県	7,708.0	196.0	2.54	12.0	注4④
長崎県	9,264.5	200.0	2.16	50.0	
熊本県	9,495.0	273.5	2.88	0.0	
大分県	8,541.0	246.0	2.88	0.0	
宮崎県	8,064.5	180.0	2.23	37.0	
鹿児島県	12,849.0	315.5	2.46	30.5	
沖縄県	12,142.5	234.5	1.93	92.5	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員については、1人を1カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 ①山形県教育委員会においては、8月1日時点において、障害者の数202.0人、実雇用率2.72%、不足数0.0人となっている。
②神奈川県教育委員会においては、9月1日時点において、障害者の数687.0人、実雇用率2.78%、不足数0.0人となっている。
③岐阜県教育委員会においては、10月1日時点において、障害者の数350.0人、実雇用率2.72%、不足数0.0人となっている。
④佐賀県教育委員会においては、10月1日時点において、障害者の数209.0人、実雇用率2.71%、不足数0.0人となっている。

5 この集計は、令和6年11月29日時点の集計結果に基づき作成した。

(5) 独立行政法人等の状況（法定雇用率2.8%）

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
独立行政法人等合計	370,172.5	10,767.5	2.91	146.0	
医薬基盤・健康・栄養研究所	341.5	10.0	2.93	0.0	
宇宙航空研究開発機構	2,265.5	57.5	2.54	5.5	注6①
海上・港湾・航空技術研究所	462.5	12.0	2.59	0.0	
海洋研究開発機構	931.5	27.0	2.90	0.0	
科学技術振興機構	1,507.0	36.0	2.39	6.0	注6②
建築研究所	142.0	6.0	4.23	0.0	
国際農林水産業研究センター	292.0	8.5	2.91	0.0	
国立環境研究所	810.0	25.0	3.09	0.0	
国立がん研究センター	2,651.0	84.0	3.17	0.0	
国立国際医療研究センター	2,110.0	61.5	2.91	0.0	
国立循環器病研究センター	1,274.5	33.0	2.59	2.0	注6③
国立成育医療研究センター	1,232.5	32.0	2.60	2.0	注6④
国立精神・神経医療研究センター	896.5	29.0	3.23	0.0	
国立長寿医療研究センター	641.0	18.5	2.89	0.0	
産業技術総合研究所	5,297.5	167.5	3.16	0.0	
情報通信研究機構	1,250.0	36.0	2.88	0.0	
新エネルギー・産業技術総合開発機構	1,197.0	41.0	3.43	0.0	
森林研究・整備機構	1,222.5	45.0	3.68	0.0	
水産研究・教育機構	1,445.0	42.5	2.94	0.0	
土木研究所	593.0	19.0	3.20	0.0	
日本医療研究開発機構	645.0	20.0	3.10	0.0	
日本原子力研究開発機構	4,035.0	114.5	2.84	0.0	
農業・食品産業技術総合研究機構	4,567.5	143.0	3.13	0.0	
物質・材料研究機構	1,248.5	36.5	2.92	0.0	
防災科学技術研究所	354.0	10.0	2.82	0.0	
理化学研究所	4,050.5	114.0	2.81	0.0	
量子科学技術研究開発機構	1,493.0	39.0	2.61	2.0	注6⑤
奄美群島振興開発基金	—	—	—	—	注4①
医薬品医療機器総合機構	1,435.5	44.0	3.07	0.0	
エネルギー・金属鉱物資源機構	891.5	28.0	3.14	0.0	
海技教育機構	331.5	10.0	3.02	0.0	
家畜改良センター	860.0	27.5	3.20	0.0	
環境再生保全機構	202.0	5.0	2.48	0.0	
教職員支援機構	72.0	4.0	5.56	0.0	
勤労者退職金共済機構	323.5	10.0	3.09	0.0	
空港周辺整備機構	—	—	—	—	注4①
経済産業研究所	90.5	2.0	2.21	0.0	
工業所有権情報・研修館	210.0	6.0	2.86	0.0	
航空大学校	137.0	6.0	4.38	0.0	
高齢・障害・求職者雇用支援機構	6,230.5	253.5	4.07	0.0	
国際観光振興機構	265.0	7.0	2.64	0.0	
国際協力機構	3,271.5	84.0	2.57	7.0	
国際交流基金	593.0	16.0	2.70	0.0	
国民生活センター	212.0	7.0	3.30	0.0	
国立印刷局	4,080.0	137.0	3.36	0.0	
国立科学博物館	232.5	6.0	2.58	0.0	
国立高等専門学校機構	5,001.5	140.5	2.81	0.0	
国立公文書館	172.0	4.0	2.33	0.0	
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	255.0	8.0	3.14	0.0	
国立女性教育会館	43.5	1.0	2.30	0.0	
国立青少年教育振興機構	646.0	21.5	3.33	0.0	
国立特別支援教育総合研究所	87.0	3.0	3.45	0.0	
国立美術館	350.5	8.0	2.28	1.0	注6⑥
国立病院機構	54,510.5	1,586.0	2.91	0.0	
国立文化財機構	800.5	22.5	2.81	0.0	
自動車技術総合機構	1,494.0	51.5	3.45	0.0	
自動車事故対策機構	452.5	12.5	2.76	0.0	
住宅金融支援機構	995.0	29.5	2.96	0.0	
酒類総合研究所	75.0	2.0	2.67	0.0	

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
情報処理推進機構	440.5	13.0	2.95	0.0	
製品評価技術基盤機構	628.0	18.5	2.95	0.0	
造幣局	917.5	27.5	3.00	0.0	
大学改革支援・学位授与機構	196.0	5.0	2.55	0.0	
大学入試センター	140.0	5.0	3.57	0.0	
地域医療機能推進機構	19,127.0	531.0	2.78	4.0	注6⑦
中小企業基盤整備機構	1,071.0	31.0	2.89	0.0	
駐留軍等労働者労務管理機構	314.0	9.0	2.87	0.0	
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	1,604.5	52.0	3.24	0.0	
統計センター	779.0	21.0	2.70	0.0	
都市再生機構	3,688.5	104.0	2.82	0.0	
日本学術振興会	267.5	6.0	2.24	1.0	注6⑧
日本学生支援機構	738.0	16.0	2.17	4.0	注6⑨
日本芸術文化振興会	403.5	11.0	2.73	0.0	
日本高速道路保有・債務返済機構	—	—	—	—	注4①
日本スポーツ振興センター	816.0	24.0	2.94	0.0	
日本貿易振興機構	1,526.0	45.5	2.98	0.0	
農業者年金基金	85.0	1.0	1.18	1.0	注6⑩
農畜産業振興機構	256.0	7.0	2.73	0.0	
農林漁業信用基金	111.0	3.0	2.70	0.0	
農林水産消費安全技術センター	640.0	19.5	3.05	0.0	
福祉医療機構	311.5	10.0	3.21	0.0	
北方領土問題対策協会	36.00	0.0	0.00	1.0	注4②
水資源機構	1,577.5	47.5	3.01	0.0	
郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構	45.0	1.0	2.22	0.0	
労働者健康安全機構	14,891.5	464.0	3.12	0.0	
労働政策研究・研修機構	144.5	9.0	6.23	0.0	
年金積立金管理運用	172.0	4.0	2.33	0.0	
北海道大学	5,015.0	118.5	2.36	21.5	
北海道教育大学	627.0	19.0	3.03	0.0	
室蘭工業大学	238.5	10.0	4.19	0.0	
北海道国立大学機構	591.5	18.0	3.04	0.0	
旭川医科大学	1,370.5	34.0	2.48	4.0	
弘前大学	1,802.5	48.5	2.69	1.5	注6⑪
岩手大学	641.0	18.0	2.81	0.0	
東北大学	6,565.0	195.0	2.97	0.0	
宮城教育大学	224.5	6.0	2.67	0.0	
秋田大学	1,670.5	43.0	2.57	3.0	注6⑫
山形大学	1,889.5	45.5	2.41	6.5	
福島大学	422.0	15.0	3.55	0.0	
茨城大学	640.5	19.0	2.97	0.0	
筑波大学	3,960.0	114.5	2.89	0.0	
筑波技術大学	137.0	28.5	20.80	0.0	
宇都宮大学	545.5	16.0	2.93	0.0	
群馬大学	2,236.0	61.5	2.75	0.5	注6⑬
埼玉大学	637.5	22.5	3.53	0.0	
千葉大学	3,278.5	97.0	2.96	0.0	
東京大学	10,141.5	287.0	2.83	0.0	
東京医科歯科大学	2,472.5	68.0	2.75	1.0	注6⑭
東京外国語大学	340.5	10.0	2.94	0.0	
東京学芸大学	725.5	17.0	2.34	3.0	注6⑮
東京農工大学	667.5	23.0	3.45	0.0	
東京芸術大学	479.5	14.0	2.92	0.0	
東京工業大学	2,071.0	53.5	2.58	3.5	注5
東京海洋大学	352.5	10.0	2.84	0.0	
お茶の水女子大学	378.5	12.0	3.17	0.0	
電気通信大学	457.5	15.0	3.28	0.0	
一橋大学	599.0	18.0	3.01	0.0	
横浜国立大学	884.0	24.5	2.77	0.0	
新潟大学	2,828.0	83.0	2.93	0.0	
長岡技術科学大学	328.0	10.0	3.05	0.0	
上越教育大学	229.5	7.0	3.05	0.0	

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
富山大学	2,195.5	51.0	2.32	10.0	注6⑩
金沢大学	2,798.0	80.0	2.86	0.0	
福井大学	1,833.0	47.0	2.56	4.0	
山梨大学	1,839.0	48.5	2.64	2.5	注6⑩
信州大学	2,525.0	66.5	2.63	3.5	
静岡大学	1,000.5	28.0	2.80	0.0	
浜松医科大学	1,643.5	43.0	2.62	3.0	注6⑩
東海国立大学機構	7,089.5	200.5	2.83	0.0	
愛知教育大学	469.5	13.0	2.77	0.0	
名古屋工業大学	495.0	14.0	2.83	0.0	
豊橋技術科学大学	314.0	10.0	3.18	0.0	
三重大学	2,239.0	60.0	2.68	2.0	
滋賀大学	350.0	11.0	3.14	0.0	
滋賀医科大学	1,481.5	36.0	2.43	5.0	
京都大学	6,970.0	203.0	2.91	0.0	
京都教育大学	292.0	8.0	2.74	0.0	
京都工芸繊維大学	372.5	8.0	2.15	2.0	注6⑩
大阪大学	6,393.5	182.0	2.85	0.0	
大阪教育大学	570.5	19.0	3.33	0.0	
兵庫教育大学	253.0	8.0	3.16	0.0	
神戸大学	3,779.5	100.5	2.66	4.5	
奈良国立大学機構	546.0	16.0	2.93	0.0	
和歌山大学	358.0	9.5	2.65	0.5	注6⑩
鳥取大学	2,176.0	61.0	2.80	0.0	
島根大学	2,063.5	63.0	3.05	0.0	
岡山大学	3,487.5	99.5	2.85	0.0	
広島大学	4,024.0	119.5	2.97	0.0	
山口大学	2,469.0	71.5	2.90	0.0	
徳島大学	2,316.0	69.5	3.00	0.0	
鳴門教育大学	260.0	11.0	4.23	0.0	
香川大学	1,989.5	57.0	2.87	0.0	
愛媛大学	2,215.0	62.0	2.80	0.0	
高知大学	1,738.5	49.0	2.82	0.0	
福岡教育大学	329.0	10.0	3.04	0.0	
九州大学	5,619.0	158.5	2.82	0.0	
九州工業大学	603.0	17.0	2.82	0.0	
佐賀大学	1,838.5	55.0	2.99	0.0	
長崎大学	2,909.5	62.0	2.13	19.0	
熊本大学	2,551.0	78.5	3.08	0.0	
大分大学	1,860.5	53.0	2.85	0.0	
宮崎大学	1,938.0	55.0	2.84	0.0	
鹿児島大学	2,560.5	77.0	3.01	0.0	
鹿屋体育大学	129.0	3.0	2.33	0.0	
琉球大学	2,183.5	61.0	2.79	0.0	
政策研究大学院大学	128.5	1.0	0.78	2.0	
総合研究大学院大学	77.5	2.0	2.58	0.0	
北陸先端科学技術大学院大学	281.0	7.0	2.49	0.0	
奈良先端科学技術大学院大学	365.5	13.0	3.56	0.0	
高エネルギー加速器研究機構	985.0	29.0	2.94	0.0	
自然科学研究機構	1,071.5	36.5	3.41	0.0	
情報・システム研究機構	846.5	23.5	2.78	0.0	
人間文化研究機構	597.5	17.5	2.93	0.0	
日本司法支援センター	1,191.0	27.5	2.31	5.5	
日本私立学校振興・共済事業団	1,596.5	42.5	2.66	1.5	注6⑩
沖縄振興開発金融公庫	256.5	7.0	2.73	0.0	
株式会社 国際協力銀行	759.0	22.0	2.90	0.0	
株式会社 日本政策金融公庫	8,409.0	257.5	3.06	0.0	
株式会社 日本貿易保険	260.5	8.0	3.07	0.0	

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
沖縄科学技術大学院大学学園	699.5	21.0	3.00	0.0	
日本年金機構	23,072.5	671.0	2.91	0.0	
福島国際研究教育機構	69.0	1.0	1.45	0.0	
全国健康保険協会	4,786.0	147.0	3.07	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 ①これらの法人においては、労働者数が36人未満であり、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に基づく障害者の雇用義務が発生していない。
②北方領土問題対策協会においては、7月1日時点において、法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数が36.0人未満となっている。
- 5 東京工業大学においては、10月1日時点において、東京医科歯科大学と組織統合され、東京科学大学となっている。
- 6 ①宇宙航空研究開発機構においては、9月1日時点において、障害者の数63.0人、実雇用率2.8%、不足数0.0人となっている。
②科学技術振興機構においては、10月1日時点において、障害者の数44.0人、実雇用率2.82%、不足数0.0人となっている。
③国立循環器病研究センターにおいては、令和7年1月1日時点において、障害者の数35.0人、実雇用率2.79%、不足数0.0人見込みとなっている。
④国立成育医療研究センターにおいては、12月1日時点において、障害者の数34.0人、実雇用率2.76%、不足数0.0人となっている。
⑤量子科学技術研究開発機構においては、10月1日時点において、障害者の数41.5人、実雇用率2.78%、不足数0.0人となっている。
⑥国立美術館においては、10月1日時点において、障害者の数9.0人、実雇用率2.57%、不足数0.0人となっている。
⑦地域医療機能推進機構においては、10月1日時点において、障害者の数533.5人、実雇用率2.81%、不足数0.0人となっている。
⑧日本学術振興会においては、9月1日時点において、障害者の数8.0人、実雇用率2.99%、不足数0.0人となっている。
⑨日本学生支援機構においては、11月29日時点において、障害者の数20.0人、実雇用率2.75%、不足数0.0人となっている。
⑩農業者年金基金においては、9月4日時点において、障害者の数3.0人、実雇用率3.45%、不足数0.0人となっている。
⑪弘前大学においては、12月1日時点において、障害者の数52.0人、実雇用率2.91%、不足数0.0人となっている。
⑫秋田大学においては、10月17日時点において、障害者の数47.0人、実雇用率2.81%、不足数0.0人となっている。
⑬群馬大学においては、12月1日時点において、障害者の数62.5人、実雇用率2.79%、不足数0.0人となっている。
⑭東京医科歯科大学においては、8月1日時点において、障害者の数70.5人、実雇用率2.93%、不足数0.0人となっている。
⑮東京学芸大学においては、11月1日時点において、障害者の数20.0人、実雇用率2.70%、不足数0.0人となっている。
⑯富山大学においては、12月1日時点において、障害者の数63.5人、実雇用率2.89%、不足数0.0人となっている。
⑰山梨大学においては、7月16日時点において、障害者の数53.5人、実雇用率2.90%、不足数0.0人となっている。
⑱浜松医科大学においては、9月1日時点において、障害者の数45.0人、実雇用率2.74%、不足数0.0人となっている。
⑲京都工芸繊維大学においては、6月7日時点において、障害者の数10.0人、実雇用率2.67%、不足数0.0人となっている。
⑳和歌山大学においては、11月26日時点において、障害者の数10.5人、実雇用率2.93%、不足数0.0人となっている。
㉑日本私立学校振興・共済事業団においては、11月1日時点において、障害者の数45.0人、実雇用率2.81%、不足数0.0人となっている。
- 7 法人の掲載順は、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2による。
- 8 この集計は、令和6年11月29日時点の集計結果に基づき作成した。